

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 元

## 1 日時

平成 26 年 10 月 8 日（水曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 5 時 9 分散会

（うち休憩 午前 10 時 18 分～午前 10 時 20 分、午前 11 時 7 分～午前 11 時 10 分、  
午前 11 時 58 分～午後 1 時 6 分、午後 1 時 37 分～午後 1 時 38 分、  
午後 2 時 14 分～午後 2 時 17 分、午後 2 時 56 分～午後 3 時 10 分）

## 2 場所

第 3 委員会室

## 3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、  
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

藤澤担当書記、引屋敷担当書記、高橋併任書記、蛇口併任書記

## 6 説明のために出席した者

### (1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、菅原副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、  
永井企画課長、山村経営支援課総括課長、  
鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長、佐藤自動車産業振興課長、  
佐藤産業経済交流課総括課長、岩渕観光課総括課長、  
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長

### (2) 教育委員会

高橋教育長、八重樫教育次長兼教育企画室長、平賀教育次長兼学校教育室長、  
金田参事兼教職員課総括課長、小畑予算財務課長、宮澤学校施設課長、  
石田学校企画課長、松葉主任指導主事兼特命課長、  
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、  
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、  
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、  
佐々木特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、  
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、

佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
山形首席経営指導主事県立学校人事課長

(3) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、  
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第 128 号 灯油高騰への緊急対策を求める請願

(議 案)

議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 7 号 平成 26 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算 (第 1 号)

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

(請願陳情)

受理番号第 129 号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続のための請願

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情 2 件のうち、受理番号第 128 号灯油高騰への緊急対策を求める請願については、当委員会と環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うことといたしておりますので、御了承願います。

それでは、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 128 号灯油高騰への緊急対策を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち、3 及び 4 (1) でありますので、御了承願

ます。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 灯油高騰への緊急対策を求める請願について、請願項目の3と4の(1)について、灯油や燃料の高騰に係る中小企業等への支援策について御説明申し上げます。

資料をごらんいただきます。まず、資料の1、原油価格の推移をごらんください。灯油等の石油製品の価格のもととなっている原油価格の推移ではありますが、WTIという原油価格の指標によりますと、本年8月は1バレル96ドル38セントであり、6月をピークにして下落傾向となっています。

次に、2、中小企業に対する支援策についてであります。県では県の融資制度である中小企業経営安定資金の中に原油高対策枠を設けており、対象事業者の欄ですが、①、原油の仕入価格が10%以上の上昇、②、原油の仕入価格が売上原価の10%以上を占める、③、仕入価格の上昇を転嫁できないのいずれにも該当する場合、運転資金を借りることが可能です。

国においては、政府系金融機関において、一時的に業績が悪化している事業者に対してセーフティネット貸し付けという制度を設けております。

最後に、参考として、農林漁業者に対する支援策については、記載のとおり、農業、林業、漁業とそれぞれ支援制度があり、融資制度も記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 今回の説明についてですけれども、中小企業に対する支援策で、対象事業者、これは①から③のいずれにも該当する事業者、いずれかではないのね、いずれにも該当すると。そうすると、例えば原油の仕入れ価格10%以上ということになりますが、これはいつを基準にして10%以上ということになるのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 その部分は、仕入れ価格、最近1カ月の平均仕入れ単価と過去3年間のいずれかの年の同期の仕入れ価格と比べまして、10%以上上昇しているかどうかを判断します。

○斉藤信委員 とすれば、今の仕入れ価格の動向をどういうふうに把握しているのでしょうか。過去3年間の平均とこの1カ月間の仕入れ価格というのは、10%以上上昇しているのかどうか、わかりますか。

○山村経営支援課総括課長 仕入れ価格については、企業により状況が異なると思いますので、具体的には把握しておりません。

○斉藤信委員 企業によって仕入れ価格はそんなに違わないと思いますよ。大量に購入するところと小規模のところは違うかもしれないけれども、そういう認識ではわからないのではないですか。私、聞きたいのは、この三つのいずれにも該当するというのであれば、対象はなくなるのではないかと思うのです。いかがですか。これまでこれを活用した実績

というはあるのですか。

○山村経営支援課総括課長 この制度の利用実績については、昨年度は利用はございませんでした。

○斉藤信委員 利用実績がないと。実際にその原油高で業者は困っていると思いますよ。しかし、利用実績がないというのは、せっかくの融資制度の条件が厳し過ぎて使えないということではないですか。使えない制度というのは意味がないのですよ、これ。その点、利用実績がないというのであれば、やっぱり条件を見直すと何かしなければだめなのではないでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 融資制度につきましては、事業者の状況、資金繰りの状況もございまして、資金の使途もございまして、いろいろなものを組み合わせて御活用いただいていると思いますので、こういった条件でこれまでも運用しているところでございまして、必ずしも厳しいとかそういうことではないと考えております。

○斉藤信委員 利用されているのならいいけれども、利用されていないわけですよ。現実にこれだけ原油価格が高値安定なのです。恐らく過去3年間というのも高値安定の平均になるから、過去3年間でいいかという問題、私はあると思いますよ。しかし、県は融資制度をつくっていますと言って、利用実績はありませんと言うのだったら、何で使われないのか。そういう調査、分析はしていますか。

○山村経営支援課総括課長 具体的にこの資金について分析までは至っておりませんが、常に金融機関や信用保証協会と情報共有等はしております。原油高などの影響が企業にどの程度のものかというところはあれですけれども、いろいろな融資制度、県の融資制度や国の融資制度、そういったものの中で事業主の方は必要な資金、金融機関と相談しながら調達されていると思いますので、そのように考えております。

○斉藤信委員 制度があっても使われていないと、私はこのことは真剣に考えるべきだと思います。状況が好転したというのならともかく、状況はますます厳しくなっているというのが今の運送業を含めて事業者の実態だと思うので、部長、こういう融資制度がありますと言うけれども、誰も使っていないと、使われていないと。制度をつくるのだったら使える制度、使いやすい制度にやっぱり見直すべきではないのかと。よく調査をして、使われなかったらだめですよ。その点について、部長、経済情勢は大変厳しいものがあります。円安はさらに今加速していますから、本当に日本経済は危険水域に入ったと言われているのですよ、今。そういう中で、今中小企業振興条例も検討しているというときに、使われない制度をそのままにしているのだったら、魂がなくなってしまいます。これはぜひ厳しい中小業者の実態も把握して、それに対応する制度にきちんと改善、見直すことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○橋本商工労働観光部長 この中小企業経営安定資金の原油高対策の融資制度、活用されてこそ生きるものだというふうに考えております。これまでの経済情勢、あるいは原油高の推移等から、利用実績等がなかったということについての分析をまずはしっかりとやり

まして、また先行きの経済見通し等も踏まえて、この要件がネックになっているのかどうかということについてもしっかりと判断した上で検討してまいりたいと思います。

○**齊藤信委員** 私は、そういう今のやりとりも含めて、この請願の意味は大変重要なものになっていると。この請願の採択を踏まえて、きちんと県の対応も改善、強化されるべきではないかというふうに思います。

○**飯澤匡委員** なぜ使われないかというのは、やっぱり原因があるのです。(2)の国の融資制度、政府系の金融機関に行くと、こっちのほうが圧倒的に有利なのです。低利で長期だから。確かに政府系の金融公庫、例えば日本政策金融公庫へ行って、県の融資制度も説明を受けるけれども、どうしたって比較してしまうのです。

なおかつ、そして一番ひっかかるのは、保証料率。これ、余計なお金を払わなければならないというマインドが働くのです。だから、県の融資制度には必ず入っているのだけれども、入れないとだめなのですか。市中銀行でもお金を貸すときには必ず保証協会の料率を掛けて。これは借り主に保証するのではなくて、金融機関に保証するような形になっているのだけれども、これはやはり余計な金利を上乗せされているというような感じを受けるわけです、どうしても。総じて、やっぱり魅力ある融資制度をつくっていかないと、今までも経営革新だとかいろんなものがあるけれども、悪いけれども、ほとんど利用されていないのではないかと思います。

あとは、齊藤委員の意見と同じで、ただラインナップしてやっていますというだけではなくて、こういう融資というのは、結局はお金を返さなければならないのだから、そこら辺も加味して、真に困苦をしている人の心情におもねって、こういう制度をつくらなければだめだと思うのですけれども。これは意見です。

○**小西和子委員** 4の(1)にかかわってですが、東日本大震災津波の被災者に寄り添った発言ということでしたと思います。

仮設住宅に入って、もう3年にもなると。健康破壊が報告されております。その上、少しでも節約しようなんていうことで、灯油を節約したりということになると、ますます健康を害する方がふえるのではないかというふうに心配します。ただ、これは商工労働観光部が答える中身でもないかと思えますけれども。

それから、学校なのですけれども、学校に皆さん行ったことがあると思うのですけれども、古い校舎だと外気と中とほとんど変わらないのです。廊下などは、本当に上着でも着なければならぬくらい冷え込んでいます。せめて教室ではと言うのですけれども、とにかく子供がいる時間は何度と設定するのですけれども、すき間風が入りますから、周りにはいる子供たちは外套、コートを着たまま授業をしているということも報告されています。実際私、子供たちが帰ってから学校訪問したことがあるのですが、教室に通されたら、まあ、寒くて寒くて、風邪を引きました。そのくらい節約、節約で学校現場も耐えています。その上に福祉灯油を打ち切られることになれば、どうやったらいいのでしょうか。教育予算は本当に年々削られておりますので、そういう中でのやりくりということもありますので、

ぜひ被災者とか学校の児童生徒へ寄り添った形で考えていただきたいということで発言させていただきました。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「継続」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

本請願は、環境福祉委員会においてはまだ審査中のこととあります。

これより意見書の検討に入るわけではありますが、環境福祉委員会の審査の状況によっては、内容が変わることも考えられますことから、本請願の審査を一旦中断し、議案の審査を先に行うこととしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費及び議案第7号平成26年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上の2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼商工企画室長 議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、4ページの5款労働費の7億2,200万4,000円、それから下の5ページに参りまして、7款商工費の4,511万5,000円、合わせて7億6,711万9,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、予算に関する説明書の41ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄二つ目の事業復興型雇用創出事業費補助、これは被災地の安定的な雇用を創出することを目的として、被災者の雇い入れに係る費用を助成するものでありますが、助成対象者数の増加に伴い、助成金が当初の見込みを上回ることから、増額補正を行うものでございます。

その下の事業復興型雇用創出助成金支援事業費は、事業復興型雇用創出助成金の活用の促進を図るため、助成対象事業者に対する相談対応等に要する経費であります。助成金の申請数の増加に伴い、増額補正を行うものであります。

その下の沿岸地域人材確保支援事業費は新規事業であります。沿岸地域の労働力不足の解消に向けて、地域外から人材を誘致するU・Iターンの促進や、地域内の潜在求職者の掘り起こしを行い、人材の確保を図ろうとするものであります。

一つ飛びまして、一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、例年国からの交付金の積み立て等について補正予算で対応している事業であります。今回の補正につきましては、平成25年度から26年度への繰越額の確定に伴い生じる不用額等を基金に積み戻し、事業復興型雇用創出事業費補助等の基金事業に充当しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、51ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄、中小企業振興資金特別会計繰出金は、平成25年度から26年度への繰越額の確定に伴う特別会計の財源調整により、減額補正を行うものであります。

次に、52ページをお開き願います。2項観光費、1目観光総務費の一つ目の台湾情報発信強化事業費は新規事業であります。本県の外国人観光客の入り込み数の半数を占める台湾からの誘客促進を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、情報発信の強化を図ろうとするものであります。

次に、2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、八幡平山頂レストハウス等の観光施策の利便性の向上と機能を維持するため、施設の改修経費について増額補正を行うものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、26ページをお開き願います。議案第7号平成26年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,121万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6,392万2,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の114ページをお開き願います。114ページは歳入、それから115ページは歳出の表でございます。補正予算額と計欄の額につきましては、ただいま申し上げます。

したとおりの額でありまして、その補正予算の内容につきまして、次の 116 ページから御説明を申し上げます。

まず、歳入についてであります。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

その下の 117 ページの 2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、増額しようとするものであります。

次に、118 ページをお開き願います。3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、償還元金について、繰上償還に伴う増額等をしようとするものであります。

次に、歳出であります。下の 119 ページの 1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、2 目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、貸付金を増額するものであります。

次の 3 目高度化資金貸付費は、繰上償還等に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。

次に、120 ページをお開き願います。2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえるものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○小西和子委員 予算に関する説明書の 52 ページの 1 目観光総務費の台湾情報発信強化事業費、盛岡・八幡平元気まるごと発信事業実行委員会負担金とありますけれども、具体的にはどのような内容なのかということがまず一つです。

それから、2 目観光施設費、観光施設機能強化事業費ということで、八幡平の頂上にあるレストハウスのことだと思いますが、秋田県側だと駐車料金を取らないとかなんとかということで、みんな秋田県のほうに逃げられるという話も聞いたことがあります。具体的にレストハウスの機能をどのように強化するのかお伺いいたします。

○岩淵観光課総括課長 まず、台湾情報発信強化事業でございますが、外国人観光客の中で約半数を占めるのが台湾ということで、台湾を重点市場と捉えているわけでございますが、そういう中で台湾に対する情報発信の強化をしたいということで、本県の観光の旬な情報を積極的に台湾に情報発信をしていきたいと、こう考えています。そのために、今回雇用基金で 1 人採用いたしまして、そういった岩手の記事をいろいろと書いていただきまして、そして台湾の有力な旅行雑誌、この中に日本情報局フェイスブックというのがございまして、そちらのほうに岩手のそういった観光情報を掲載いたしまして、台湾の方々に対して積極的に情報発信をしていこうというものでございます。

それから、盛岡・八幡平元気まるごと発信事業実行委員会負担金でございますが、こちらにつきましては平成 24 年、平成 25 年と、盛岡局におきまして S-1 スイーツフェアと

いうものを開催をしてきておりまして、実は今年度は2年間で終了という方向で動いていたわけですが、その後ことしに入りましてから、管内の首長とか、あるいは出店者の方々から、ぜひ今年度もそのイベントを開催してくれと、そういった要望がかなり出まして、実行委員会の中でいろいろと検討いたしまして、2年間は岩手県が中心になって負担金を出して開催をしてきた経緯がございますが、関係する市町村のほうもある程度の負担金を出して、あるいは出店する事業者の方々も出店料を出して、ぜひ今年度も開催しようということで、今回9月補正に計上させていただいたところがございます。

それから、八幡平山頂のレストハウスでございますが、駐車場料金については、ここは自然保護課のほうで管轄しておりますけれども、今回たしか一部値上げをしたりとかした部分もあるやに聞いておりますけれども、レストハウスにつきましては八幡平の中で、ああいう施設というのはあそこにしかないということで、私たちのほうも利用客の方々が積極的にこの地に入っていると景観を楽しんでいただくと、そのためにも必要な修繕等を定期的にやっております、今回は交付金というものを活用して、今施設の中で少し傷んでいる部分を修繕をしようというものでございます。

○小西和子委員 八幡平などは、雪と桜を同時期に見られるというので、大変人気があると、それから観光客もふえているというような報道もありました。ぜひさらにそういう観光に力を入れていただき、台湾を初め、外国の方々に来ていただけるような施策に力を入れていただければと思います。終わります。

○斉藤信委員 私は、事業復興型雇用創出事業費補助について、4億5,374万円の補正がありますが、今年度の見込みと、これを補正した見通し、申請状況はどうなっているのかと、これまでの実績も含めてまず最初に示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、実績から御報告したいと思います。この制度は、平成23年度から始まっておりまして、平成23年度から平成25年度までの3年間で延べ1万3,371人の方を助成してございます。

今年度の申請状況ですが、これにつきましては9月17日をもって締め切っておりますが、その時点での概数でございますが、約4,800人ほどの方が申請をしております。この数字につきましては、受け付けしている期間で精査いたしますので、若干変動することがあると思いますが、おおむね4,800人程度の方の助成が出ているということでございます。

今回の補正によりまして、この額につきましては4億3,300万となりますので、大体500人以上の方は助成できるかなと思っています。今回の補正によりまして、当初予算に比べて500人以上の方をふやして助成対象にできるものと思っております。

○斉藤信委員 当初予算では、たしか3,500人分でしたね。これでプラス500といったって、4,000人しかいかないわけですよ。4,800人の申請があるというのでしょうか。何で申請分を見込まないのですか。

いいですか、さっきの補正予算の中には基金の積立金があるのです。私、4,800人の申請があったから、基本的にはそれを賄うような補正にすべきではないのかと思いますが、

いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この4,000人の根拠と申しますのは、全員の方が1年間、4月からフル勤務と申しますか、8時間近い勤務をされる方という前提で積んでおるものがございます。しかしながら、現実の申請は、年度の途中からの採用でありますとか、あるいはパートに近い就業の方とかいらっしゃいますので、その若干の単価の違いによって、1人当たりの助成する金額の違いが出てまいりますので、今回申請が出ております4,800人近い方については、今回の補正によりましては、恐らく全員の方が助成対象にできるものと見込んでおるところです。

○斉藤信委員 私、陸前高田市の地域振興株式会社に行って話を聞いたら、去年の10月に申請したけれども、もう予算オーバーしていて受け付けられなかったと。そういう要望が、今復興というのは時間との勝負なのです。時間との勝負で、せっかく再建をした、人を雇った、そのときに使えない、1年間待たなくてはならないというのは私は変な話だと思うのです。財源があるのだったら、きちんと補正してやるようにすべきではないかと。4,800人の申請は、フルタイムとかパートで、基本的には対応できるという補正だと。しかし、去年のような事態は何で起きるのですか。去年再建をして人を雇ったのに、もう予算オーバーしているから、締め切りが終わっているからという、そういう話ではないのではないかと思うのだけれども、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 当事業につきましては、国からの交付金で全て賄われておるものございまして、現在の予算の状況では国からの追加交付は見込めない状況になっておりまして、交付金を全て使うという前提での予算になっております。今後の予算の追加は難しいという状況でございまして、今この予算の中でできることをやっているということでございまして、予定より早い時期で打ち切らざるを得なかったということは残念でございまして、限られた予算の中でやるというものでございまして。

○斉藤信委員 国のせいだと言うなら、国がしゃくし定規で復興の実態をわかっていないのだと思いますよ。復興というのは時間との勝負なのです。やはり早く復興しないと成り立たないというのが事業者の実態なのです。せっかく再建して人も雇ったが、事業復興型雇用創出事業を使えないと、こういう事態というのは矛盾だから、きちんとこういう問題は見直すべきではないかと。ことしは一応、今申請されている4,800人には対応できるということなので、その点は私は部分的に改善されたのかなと思いますけれども、いかがですか。

○寺本雇用対策・労働室長 事業復興型の助成金については、大変需要があるというふうになっております。今現在の状況について御説明しますと、基金がある中で、3年間ということがございますので、認定枠として全部今使い切ってしまうというふうな状況でございまして。したがって、今年度分として追加ができないかということで国にお願いしておりますけれども、現実の話としまして国が補正予算をやってということになりますから、相当なかなか厳しいのだらうというふうになります。今後につきましても、本県ある

いは宮城県、福島県と連携しながら、来年度予算の確保について一生懸命努力をしていくということですが、ただ一方で、この復興の予算についての見直しといったようなところもありまして、厳しい状況にはあるのかなというふうに思いますが、県としては国に対する要望書等を重ねて出しております、予算の確保に努めていきたいというふうに思っております。

○**斉藤信委員** 事業復興型雇用創出事業費というのは、本当に再建した事業者にとっては大変力になる、私はそういうものだと思います。

そうすると、事業復興型のこの事業は、新規の受け付けは今年度で終わるということになるのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 現行の制度としては、新規の受け付けは今年度までとなっておりますので、その点につきまして復興に資する事業だということで、国に対して事業採択期間の新規の受け付けの延長をお願いしているというところでございます。

○**斉藤信委員** 国の概算要求の状況はどうなっていますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 厚生労働省の平成 27 年度予算概算要求書の状況を見ますと、基金の積み立て増しと実施期間の1年の延長が要求されております。要求額としては242億円というふうに承知しております。

○**斉藤信委員** そうすると、その概算要求がもしそのとおりということになれば、この事業はさらに1年延長されて、来年まで新規可能になるということですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 予算がつかましたならば、そういうことになると思います。

○**斉藤信委員** 国の姿勢が厳しく問われていると思います。

それで、昨年度までの1万3,371人、この実績ですけれども、沿岸、内陸の内訳はわかるでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 昨年までの累計、大まかに内陸と沿岸と分けると、内陸が6割、沿岸が4割の利用ということになっております。

○**斉藤信委員** それで、この事業復興型雇用創出事業は、需要も高いし、期待もされている事業なのだけれども、予算が成立しても4月から実施されないのよね。たしか申請が7月から9月まででしょう。何でそうなるのかと。予算が成立したら4月から申請を受け付けて、早く必要な事業者にこういう事業というのは活用されるべきだと思うけれども、なぜそういうふうになっているのですか、申請がおくれて締め切りが早いのかと。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 年度当初の作業といたしまして、前年度の実績の支払いをまずやっているということですが、それが出納閉鎖に間に合うようにということをやっております、年度当初は前年度の実績の受け付け、その支払い業務のほうに注力しているという状況でございます。その上で、新年度の受け付けを開始するというので、今年度も早期の対応ということで、7月からできるように取り組んだということでございます。

○**斉藤信委員** 3年目、4年目になっても、私はこの取り組みというのは極めて不十分ではないかと思いますが、同じ予算のところには事業復興型雇用創出助成金支援事業費とあるわけですね。これ9,500万円ですよ、補正で。これは、どこに、どう使われるのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** この事業は、当助成金の受け付け、相談対応をしている事務センターというところに委託する経費として予算化をしているものでございまして、そのセンターにおきまして申請する事業者の方から一時的な受け付け、あるいは制度に関する相談対応等をやっているというところでございます。

○**斉藤信委員** 事務センターって、正式名称言ってください。どういう組織、団体なのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 正式名称は、事業復興型雇用創出助成金事務センターという名称でございまして、民間のパソナというところに委託してございます。

○**斉藤信委員** だから、パソナにこの事業は委託をしているわけでしょう。

それで、委託をして9,500万円も今回さらに補正をして、県庁の動きを見ると4月8日付ですか、商工企画室が平成26年度事業復興型雇用創出事業に係る業務支援についてというのを出していますね。何なのですか、これは。あなた方がこういうふうに業務支援について、部内だけではなくて部を超えた業務支援体制をとっているということですが、これはどういうことなのでしょう。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 年度当初、前年度実績の支払いをするという事務があります。その関係で、パソナで受け付けて、あとは雇用対策・労働室で最終のチェックをしてお支払いするという流れになるわけですが、当雇用対策・労働室のマンパワーだけでは足りないという状況がありまして、部内の応援もいただいたところでございます。それでもなおかつ業務量として非常に厳しい状況であったということで、全庁的な応援をお願いしたということで、先ほどの文書が出たということでございます。

○**斉藤信委員** 4月21日から5月16日、そして6月16日から7月4日までそういうことをやっているのです、業務支援というのを。今でさえ皆さんが決められた仕事で大変なときに、これ異常なことではないですか。例えば必要な人員を確保してやるべきなのではないでしょうか。いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず、県全体としまして、限られた人員体制の中で我々は復興業務をやらなければいけないと思っております。常時我々のところに相当な人数が必要な業務ということになりますけれども、そこにつきましては部内あるいは部外の応援等をいただきながらやって、繁閑調整というものをやっているというところではございます。

○**斉藤信委員** 県庁内でこういう業務支援体制をとるなんていうことは今までもあったのでしょうか。これは、限られた事業で、大変期待もされている事業です。必要だったら、臨時でも任期付きでも配置して、しっかりやるべきではないかと。そうでなくても、あなたの方の部は山田の問題だとかD I Oの問題だとかやっているときに、業務支援も受けなく

てはならないような体制というのは、私異常なことではないかと思うけれども、これは部長に聞きましょう。いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 事業復興型雇用創出事業につきましては、御案内のとおり、3カ年継続して、毎年受け付けをして、業務量が積み重なっていくということで、3年間の間は少なくとも減ることはなく、年々ふえる一方の業務となっております。前年度におきましては、商工労働観光部内での対応ということで業務支援体制をしきました。それで、何とか事業の処理を進めたわけでございますけれども、これは臨時職員とかの対応で可能ではないのかとかという御意見もございますけれども、補助事業の最終的な支払いのチェック、確認、そういったものは正職員がしっかりと確認をする必要があるということで、臨時職員での対応には限界がございます。したがって、総務部のほうにも定数等の増要求も、また他県の応援職員等の配置もお願いしているわけですが、要求満額の人員配置になっておらないというのが実態でございます。これは全庁的にも応援職員等についての配置も不足している中であってはやむを得ない部分もあるということで、全庁的な業務支援体制、これをしきながら業務処理に当たったところでございます。このような例については復興局でかつて、アパートの賃借契約等の処理について、全庁的な応援体制をとりながら業務処理をしたという経緯もございます。今後また増嵩する事業、業務量に対応した定員増の確保に全力を挙げて取り組んで、なるべく事業が早くスタートし、早期に必要な支払い等も可能となるような体制に努めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 ぜひ必要な人員は確保して、最終的にはもちろん正職員のチェックが必要です。ただ、さまざまな事務処理があるわけだから、私は必要な人員は、復興はもう4年目ですよ。ことし4,000人というのは、特別ことしふえた数ではないのです、3年間で1万3,000人余なのです。それなのにこういう体制をしかなくてはならない、これ異常なことだと思いますよ。そして、ミスも犯していると。私、本当にこれは人事管理上でも問題ではないかと思いますが、パソナには今回9,500万円補正になりましたが、年間どのぐらいの予算でパソナは仕事をしているのですか。どういう体制なのです、人数は。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成26年度におきましては、4月初、40人規模の体制で事務を行っております。その後、事務的に1回少なくなる時期がありますので、一旦人数を減らしておりますが、今回の補正によりまして来年度の総事務量が增大することが確実に見込まれますので、その人員をふやしたいと思っております。最終的には、1月―3月では50人以上の体制がとれるようにということでの予算化でございます。

○斉藤信委員 額は。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回補正する額でございますので、年度当初は1億1,960万2,000円でございますが、今回補正で家賃、増員に伴いまして追加スペースを確保するということもありますので、そういったことも含めまして9,500万円余の増額をするというものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。4年目を迎えて、あなた方も本当に大変な状況だと思うけ

れども、これ以上ミスを犯してはならないわけだから、きちっとした体制も確立してやっていただきたい。

あと、沿岸地域人材確保支援事業費、これは671万円です。それともう一つは、商工費の三陸観光復興支援事業費、これは復興にかかわることだと思うので、具体的な中身を、そして実績を示していただきたい。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 沿岸地域人材確保支援事業でございますが、まず沿岸地域の人材確保のためには、地域外あるいは地域内から人を、労働していただける方を掘り起こすということが大切だと思っております、この沿岸地域人材確保支援事業ではまずUターン、Iターンに取り組みたいと思っております。また、地域内についても、地元のハローワーク等との連携によりまして地域の働ける方の掘り起こしというのを考えたいと思っております、これを民間からいろいろな知恵なり、発想なり、手法等を活用したいということで、公募するという形でこの事業を進めたいと思っておりますので、これから公募という形で契約をして事務を進めたいというものでございます。

**○岩淵観光課総括課長** 三陸観光復興支援事業費でございますが、この事業につきましては、あまちゃんの放映によりまして、久慈を中心に全国的に知名度が高まったということもありまして、今年度に入りまして、あまちゃんを活用したような形での首都圏等での情報発信、あるいは受け入れ態勢というものに力を入れているわけでございますが、その中で当初2名ほどの復興観光案内人を緊急雇用で配置をしておりました。具体的には、例えば久慈地域におけるいろんな観光素材であるとか、あるいは震災学習、そういったものについて情報発信をしておったわけですが、今回9月補正でさらに2名配置をいたしました、特にこれから秋冬期の観光素材の掘り起こしでありますとか、あるいは食に関連した観光メニュー、そういったものをしっかり発掘してブラッシュアップしていくと。また、そういったものをエージェントに対してしっかりと提案をして、誘客につなげていくということで、今回さらに2名を追加して事業を実施しようというものでございます。

**○斉藤信委員** 沿岸の復興にとって、人材確保も、三陸観光復興も大変大事なことだと思います。それで、人材確保の問題について、8月の雇用状況が岩手労働局から発表になりました。私調べてみたら、沿岸は震災前と比べて被保険者数、いわば労働者数は2,188人ふえているのです。一方で、食料品製造業、いわば沿岸の地場産業ですね、これが1,534人減っていると。人口が減少して、働く若い世代も減っている中で、労働者はふえている。地場産業が十分確保できないという、やっぱり厳しい状況にあるのだと思うのです、これから人材を確保するというのは、だから、Uターン、Iターン、もちろんこれは必要だし、地域の掘り起こしも必要なだけけれども、そういう厳しさを踏まえて、これ、真剣にやらないと成果は出ないと思いますよ。その点どうですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 被保険者数の増というのは、委員御指摘のとおりでございます、まさに人口が減っている中で被保険者数がふえているということは、働ける方はある程度働いていらっしゃるのではないかなという認識は持っております。そういった

中で、しかしながら食料品製造業等は求人を出してもなかなか応募していただけないと、これはまさに復興を進める上で大きな障害といえますか、乗り越えなければいけない状況だと、そこは強く思っております。今回の事業を通じまして、より効果的な施策を打ち出せないかという観点で公募審査等をして、的確な事業を進めてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 沿岸地域人材確保事業は新規ですから、本当に思い切ってこれに取り組んでいただきたい。それで、水産加工関係の人材不足打開の一つの鍵は、新規高卒者の受け入れです。地元の高校生にとって魅力ある職場になると、私これが本当に大事なのだと思うのです。だから、そういう意味でいけば、今水産加工会社なんか新しい施設、設備を導入して、そして生産工程も改善をして、震災前とは違ったそういう改革、改善というも進んでいると思うのです。やはり地元の高校生に魅力あるそういう企業にするし、雇用確保の道筋をつけるということが特別大事ではないかと思いますが、その点いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 水産加工業の新しい設備が導入されているとかという事例が実際ございますので、これまで雇用対策・労働室としましても水産加工に関するDVDを作成しまして、最近の水産加工というのはこういった流れで、きれいな環境の中で作業等が行われているというようなDVDをつくっております。そういったものをいろいろな就職相談会、面接会等の場で流すということで活用しております。ハローワークさんの話によりますと、そういったDVDも非常に効果的なイメージアップといえますか、実態を知っていただくのに非常に有効な事業だというふうに聞いております。そういった事業を引き続きやりながら、水産加工に多くの高校生が目を向けていただけるように、我々としても取り組んでいきたいと思っております。

○**高橋元委員長** この際、議案審査の途中であります。環境福祉委員会の請願審査結果が出ましたので、当委員会においても中断しております請願審査を再開することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** それでは、さよう決定いたします。

環境福祉委員会においては、一部採択と決定したとのことであります。請願項目4の(3)が採択、4の(2)が不採択とのことであります。

先ほど採択と決定しました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討したいと思っております。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 なお、文案中、項目2はこの場で委員長案から削除させていただきます。  
ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、ただいまお手元に配付しております案のとおりということ  
であります。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。  
なお、文言の整理等については本職に御一任願います。

質疑を再開いたします。

○吉田敬子委員 沿岸地域人材確保支援事業費についてお伺いいたします。

先ほど齊藤委員からも質問がありましたが、Iターン、Uターンの促進というのは政策  
地域部でもやられている事業だと思えるのですけれども、今回商工労働観光部でやられると  
いうのは具体的に何が違うのか。連携とかされるようなことを考えられているのか。これ  
は単年度の事業なのかどうかをお伺いします。具体的にこの事業をすることで、広く人材  
の確保ということなのですけれども、何人の雇用の確保を見込んでこの事業をされるのか、  
お伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 当事業につきましては、当室としましては地元で、沿岸  
地域を中心に岩手県内で働いている方をいかにふやすかという観点でこの事業を取り組む  
ものでございまして、政策地域部では定住という観点でいろんなUターンがあるかと思  
いますが、この事業につきましては従業員の確保という観点でUターン、Iターンに取り  
組むというものでございます。そこで、今回の事業は労働力、従業員の確保に向けてのいろ  
んな、こういったことをやったらいいのではないかと提議いただきまして事業  
に取り組むというものでございまして、目標というのは具体的な数字としてはまだ持って  
おりませんが、一人でも多く沿岸地域を中心とした県内で働ける方を確保するというこ  
とに向けて取り組む事業でございます。

あと、この事業はとりあえずは、今回補正が通りましたならば、我々としては来年度も  
引き続きやりたいと思っております。それは、来年度の当初予算での審議になろうかと思  
います。

○吉田敬子委員 労働力の確保ということなのですけれども、そのときだけいけばいいわけ  
はないので、実際にその場所に住んでもらえるような仕組みづくりをやっていっていただ

きたいと思うのですが、この事業については大事だと思うし、頑張っていたきたいのですが、商工労働観光部でやるからにはやはり実際に、ただ広く周知して興味ある方にPRするだけでは意味がなくて、実際に沿岸部に人材を確保するところまでをやらないと意味がないと私は思っています、最近人口問題に関する中間報告というのが出されて、その中でも定住促進分野の中で雇用のところとどうやっていくかという結果が出ている中で、これは政策地域部がやっているフェアだと思うのですが、実際Uターンフェアをやっても知名度が低いだとか、参加者が少ないという結果も出ていて、では雇用のこちらでやるのはどういうふうに参加者を、そのフェアに来てもらうところを確保するのか、もっと具体的にやっていかなければいけないと思いますし、これにも載っているのですが、被災以降U・Iターン希望登録者は増加しているという結果は出ているのです。関心のある働きたい人はふえているのです。ただ、実際に雇用がないだとか、情報の発信の仕方もあると思うのですが、就職数や求人数がふえていないというところなので、私はターゲットもどこなのかというのもここだけでは見えてきませんし、今回の一般質問の中でも佐々木努議員の質問の中でも取り上げていましたけれども、例えば地域おこし協力隊だとか、いわて復興応援隊という実際にもう活動している人が、その後に活動の場を提供してあげることでまた続けていってもらうための政策というのは大事だと思うのですが、やっぱりこちらでやるからにはいかに人材確保というか、雇用に実際につなげるかということだと思うのですが、その辺が何か今の回答だと、ターゲットもどこになっているのかとか、分野もちょっとわかりづらいですし、先ほど斉藤委員からも食品製造業で足りていないというところがあるのであれば、そういうところにターゲットを絞るだとか、何かそこがもっと具体的に、せつかく今年度は700万弱ということで、私は逆に2人くらい雇用してお金を出してあげたほうがいいのではないのかなど。広くただフェアをやるだけというのはどうなのかなと思っていますので、実際に岩手ファンだとか、若い世代でも岩手に戻ってきたいという人はいるので、もっと具体化して、関心はあるのだけれども、実際に住んでみるとか定住するまでにいかない人が多いのです。そこが課題なので、ぜひこちらでやる事業は政策地域部で広くやるようなところとはまた別のものを、これから企画の段階というか、やれると思うので、ただ委託になってしまうというのがちょっと不安もあるのですが、ぜひその部分についてまず御所見をお伺いしたいと思います。

○高橋元委員長 質疑は簡潔にお願いいたします。

○寺本雇用対策・労働室長 いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

U・Iターンにつきましては当部ですとやってきているものでございまして、一つは我が県の人口の移動と考えますと、金の卵の時代とかもありましたけれども、若年者が都会に向かう状況だというふうに思っております。現在におきましても、高校を卒業した人の半分ぐらいは進学、主に今の場合は進学ということになりますけれども、首都圏あるいは仙台圏に行くということになります。それらの方々が地域の中、県内の中に戻ってきていただいて仕事についていただくというのが地域の発展のために必要だと思いま

すし、本県と同じような地方の県というのは、一旦進学してもちろんと戻ってくるという仕組みづくりをつくっていくことが非常に必要なのだらうなというふうに思っております。

現実これまでやってきました当部の仕事といたしましては、東京事務所に相談の窓口をつくりますとかということをやっております、ただ実際には毎年Uターンの就職者数としますと1,000人ぐらいというような登録だったわけです。ところが、実際には、そうだと思うのですけれども、大学あるいは専門学校を卒業して、ハローワークを通じないで就職する方のほうがはるかに現実には多いというのがありますから、毎年3,000とか4,000人ぐらいが戻ってきているというふうに思っております。それをよりふやしていくということが我々当部の仕事として、それは非常に大きいのかなというふうに思っています。

U・Iターンフェアについて、これもうちの部で持っている業務でございますけれども、これにつきましてもいろいろな形でそこに至るまでのPR等を強化していかなければならないなというふうに思っています。率直に言います、首都圏を考えた場合に、広報の力というのが岩手県も弱くて、こういうフェアがあるのですとか、こういうイベントがあるのですとか、こういう企業があるのですというところがなかなか本県の出身者あるいは関係者に届かないというところがありますから、そこは民間の活力を使いながら今回進めていきたいなというふうに思っています。

沿岸地域というのが一番のターゲットでありますけれども、かつそういうことをやりたいと思しますので、U・Iターンフェアに沿岸の企業を連れていくとか、そういう細かな対策もしていきたいなと思っておりますけれども、短期間のスパンの話もありますが、長期間のスパンの話もありますので、U・Iターンについてはしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っています。

率直に言います、このU・Iターンにつきまして、県内の就職の状況によって強弱が出てきたりする場合も、要するに県内が有効求人倍率が高いときは結構力を入れるのですが、低くなるとどうしてもなかなか、何でそこから戻ってくるのだという話もございまして、以前ですといわて地域共同就職支援センターというところで、平成21年から平成23年ぐらいにマリオスのほうにつくったときもありますけれども、国の施策の関係で中止になったようなこともございます。今後県としましては、人口の流出問題という長期的なスパンというものも考えまして、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○吉田敬子委員 これからいろいろ県のほうから委託するにしても、ある程度こういう形の目標を持ってやりたいとか、雇用につなげるということが出来るはずなので、その辺はぜひ、せっかく人材確保のためのすばらしい事業だと思うので、よろしく願いいたします。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から株式会社D I Oジャパン及び県内の関連コールセンターへの対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原副部長兼商工企画室長 それでは、御説明に当たりまして、お許しいただければ資料をお配りして説明したいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○高橋元委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。それでは、配付をお願いします。

〔資料配付〕

○菅原副部長兼商工企画室長 それでは、株式会社D I Oジャパン及び県内の関連コールセンターへの対応について、資料により御説明を申し上げます。

1の10月1日現在のD I Oジャパン関連コールセンターの運営状況等でございますが、これはこれまで御報告した内容も含めて表にまとめたものでございます。盛岡コールセンターは本年8月20日に、それから花巻コールセンターと釜石コールセンターは本年6月30日にそれぞれ閉鎖しております。

奥州コールセンターは、本年8月10日に閉鎖いたしましたが、11月から日本トータルテレマーケティング株式会社が事業を開始する予定となっております。従業員数は未定ですが、関連事項はこの後御説明いたします。

洋野コールセンターは、本年6月30日に閉鎖しましたが、8月29日から株式会社C T I情報センターが事業を開始しており、従業員数は8人となっております。

二戸コールセンターは、本年6月30日に閉鎖しましたが、7月1日から株式会社セラヴィリゾート泉郷が事業を開始しており、従業員数は17人となっております。

それから、2のD I Oジャパン関連コールセンターの撤退に伴う離職者の雇用確保に係る支援措置でございますが、D I Oジャパン関連コールセンターの撤退に伴う離職者等の早期の雇用確保を図るため、既存の企業立地促進奨励事業費補助制度を一部改正し、新たな支援措置を講ずることといたしました。

(1)の支援措置の骨子ですが、平成26年度に立地したコールセンター企業に限り支援措置を講じるものでございます。

補助事業者は、今年度撤退したコールセンター企業が立地した奥州市、二戸市、洋野町

の3市町。

それから、補助対象経費は、新たに進出するコールセンター企業に対し、市町が補助する場合に要する経費でございます。

補助率は、市町からコールセンター企業への補助率が4分の3とし、負担割合は県が2分の1、市町が4分の1でございます。この補助率は、震災後早期に事業所を再開し、雇用の場を確保するため実施したグループ補助制度に準じて設定したものでございます。

企業への補助限度額等についてですが、施設・設備整備費については7,500万円、事業所等賃借料については新設後3年間で2,250万円を補助限度額とするものでございます。また、雇用の条件としては、内陸の奥州市にあつては30人以上、うちコールセンターの離職者が15人以上、それから県北・沿岸の二戸市、洋野町にあつては10人以上、うちコールセンターの離職者5人以上としております。

補助金の交付時期は、操業開始から12カ月を経過し、雇用の条件を満たした場合、補助金交付申請を受けた年度に補助金を交付するもので、必要な予算につきましては平成27年度当初予算案に盛り込む予定でございます。

続きまして、2ページをごらん願います。(2)の立地義務期間については、操業後の補助対象期間3年と補助事業完了後5年の計8年とし、期間中に事業を休廃止した場合は補助金返還を求めることとしております。

(3)の二戸市、洋野町への対応については、各市町を通じて立地済みのコールセンター企業へ周知いたしております。

3の奥州コールセンターの離職者の雇用確保に向けた支援対象企業の選定でございますが、(1)、選定の経過については、本年9月11日に関心を示す6社宛てに通知し、支援措置を提示した上で進出意向確認調書の提出を求めたものでございます。

その後、9月19日に進出意向を示した4社について、次の選定基準をもとに奥州市と協議の上、日本トータルテレマーケティング株式会社を協議の第1候補とするなど、協議順位を決定し、各社に通知しております。選定基準としましては、一つ目が離職者を含め、より多くの新規雇用の確保が見込まれること。二つ目は、長期にわたり安定した雇用が見込まれること。三つ目は、離職者の再就職の意向。四つ目は、そのほか事業計画の適正性、信用情報等でございます。

同じく9月19日に、日本トータルテレマーケティング株式会社から、奥州市へ進出した旨の連絡がございまして、その後同社と調整を進め、9月25日に同社の進出が内定したところでございます。

(2)の日本トータルテレマーケティング株式会社の概要、それから(3)の奥州市への進出予定の概要につきましては、表に記載のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、3ページをごらん願います。4の株式会社D I Oジャパンに対する申し入れでございます。(1)の県の申し入れの概要ですが、本年9月19日に株式会社D I Oジャ

パンに対して、説明責任の履行、それから株式会社D I Oジャパン雇用の元従業員の未払い賃金の解消、それから立地市町が行っている調査に基づく今後の返還への責任ある対応の3点を書面で申し入れを行っております。

(2)の株式会社D I Oジャパンの回答等ですが、申し入れ時における株式会社D I Oジャパン代理人、これは弁護士でございますが、その回答と立地市町の対応状況等を表にまとめております。

1点目の説明責任の履行については、回答といたしまして、提出を求める関係資料があるのであれば請求してほしいというふうな回答がございまして、立地市町では株式会社D I Oジャパンに対する取引に係る帳票の請求準備を進めているところでございます。

2点目の株式会社D I Oジャパン雇用の元従業員の未払い賃金の解消については、現状では直ちに債務の支払いに応じることは困難との回答がございました。なお、10月2日、代理人から県に対し、元従業員数は10人、それから未払い額は約210万円であるという連絡がございました。

それから、3点目の立地市町が行っている調査に基づく今後の返還への責任ある対応については、各市町からD I Oジャパンに返還請求額を示してほしいとの回答がございまして、立地市町では調査を継続して行い、請求の準備を進めているところでございます。

それから、5の未払い賃金に係る国の対応状況でございますが、花巻、釜石、洋野の3事業所の元従業員については、国の未払賃金立替払制度による立てかえ払いが終了しております。

それから、奥州の事業所の元従業員についても立てかえ払いに向け手続が進められているところでございます。

それから、県内事業者に勤務しながらD I Oジャパン本社の所属となっていた元従業員の賃金につきましては、依然未払いとなっております。

6の国から指示のあった調査の対応状況でございますが、本年8月18日付で、厚生労働省から県を通じて立地市町に指示のあった委託事業に係る収入等の調査につきましては、現在立地市町において調査を継続しているところでございまして、今後国の見解を確認しながら、内容を精査の上、県を通じて国に報告することとなっております。

それから、7の今後の県の対応でございますが、1点目は立地市町の委託料の返還請求について、株式会社D I Oジャパン及び関連会社の法的手続に対応した時期までに適切に行われるよう、立地市町と連携しながら対応してまいります。

2点目は、未払い賃金の解消について、今後も国と必要な連携を図りながら対応してまいります。

3点目は、新たに進出するコールセンターについて、関係市町と連携してフォローアップをしてまいります。

以上で株式会社D I Oジャパン及び県内の関連コールセンターへの対応についての説明を終わらせていただきます。

○高橋元委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 緊急雇用創出事業と絡めてこの件も質問させていただきます。

まず、部長になのですけれども、国の緊急雇用創出事業の組み立て、これについてどういうふうに思っているのかなということがあるわけなのですが、これは2008年、麻生内閣のときに始まって続けているわけなのですけれども、全国でもいろんな不正の事案が出ているようであります。人件費50%を超えればいいということなのですが、それを帳尻を合わせて経費を下げたりとか、本来であれば失業者を対象ということであったのですが、実は失業者ではなかったというふうな件が全国でも出ているようであります。こういう点を含めて、教育に1年かけてもいい事業であったり、それから事業費の対象期間は終了しても特に事業費の返還をしなくてもいいというような組み立てでありまして、非常に自由度が高くていいのですけれども、その一方、補助金を出すに当たっては事業者というものをきちっと調査して、その信用の具合も調査していかないとこういう事件が発生するのだなというふうに思っておりますが、この点について、国の組み立て、事業の危うさをいろいろ経験して、部長はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○橋本商工労働観光部長 緊急雇用創出事業のスキーム等に係る危うさと申しますか、そういった部分については、基金事業という、事業の執行に当たっては都道府県に基金を造成し、市町村で公募企画をして委託契約をしたことにその基金から補助をするというスキームの流れといたしましては、ある意味非常に使い勝手のいいというか、そういう部分はあると思います。対応力の幅はある事業になっているのではないかと。

それから、緊急雇用という意味で、失業者の方々のつなぎ雇用、当面の雇用を確保していくという意味では意義のあるものではございますけれども、要件とかそういった部分についていきますと、非常にある意味では、ただいまお答えしたように使い勝手のいい反面、それとは裏腹の関係として事業の執行上の適正な執行を図るという観点での課題というものもあるのかなというふうに感じているところでございます。

特に今般のD I Oジャパンの一連のコールセンターの事業につきましては、研修事業といった新しい型の中で事業要件、条件としての設定、あるいは子会社という形で出向している場合の事業運営として、現地での市町が把握できる範囲と本社との関係という部分について、今回の事案が起きて、この全容を把握していくといった場合には、市町にも調査について一定の制約があるというふうにも思っておりまして、県としてもそれは同様でございます。したがって、今回厚生労働省のほうでも改めて調査に乗り出しているという状況も踏まえ、そういった面で今回の調査結果等も踏まえながら、国としてもこの事業の新たな課題というものを把握し、それを反省点として改善をしていく点も出てくるのではないかと。私どもといたしましても、市町からの報告等も受ける中で、課題を整理し、改善すべきものについては、国にも積極的に提案をして、そういう不適切な執行が起きないように、そういうふうなスキームにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** コールセンターにかかわらず、全国で先ほど言ったような事案が発生しているようであります。特に失業者ではない方を雇用していたということなのですが、この点について県のほうはどのようなふうに事業の調査をしているのか。そういうことで、山田町、それからD I Oジャパン以外に、緊急雇用創出事業で県内で不適切というふうに思われた事案というのはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず、失業者の確認につきましては、今年度からの取り組みということで、年度の早い時点から、委託事業については委託先のほうに、早い時期の中間検査をやることにしております、その中で雇い入れた方の雇用保険を確認することにしています。そこで、まずいつ雇われたかというのを確認しますし、あとあわせて要件であります震災発災時に被災県にいた方という条件もありますので、その辺もあわせて確認するようにして、失業者であったかどうかというのは確認するようにしております。

あと、不適切な事例があったかということですが、平成25年度に遠野の委託事業において、経費がほかの事業と重複していた部分があったということで、その重複部分について返還をした事例がございます。

○**神崎浩之委員** D I Oジャパンの件に入っていきますけれども、今回山田町との件と違うことに、最初の出会いが、市町村がこのD I Oジャパンと出会ったのが県からの紹介だったというようなことが大きく違うのではないかというふうに言われているわけなのですが、市町村の方の話を聞きますと、県からの紹介だったというところがやはり大きいようであります。拒否した市町村もあるわけでありまして、やっぱり県からの紹介だったからという話を私聞いております。そこで、もう少し事業者と県、それから市町村との出会いの経過についてお聞きしたいと思います。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、最初の出会いといいますが、きっかけでございますが、平成23年9月でございます。これは、県内のもう既に立地している企業の方がD I Oジャパン社に対して業務を委託していたという、そういった関係がございまして、県内の企業さんのほうからこういうコールセンターも今女性型の仕事としてはいいのではないかということで、県に対してそういう紹介があったというのが最初のきっかけでございます。その際、D I Oジャパンのほうでは、あらかじめもう既にこの地域というようなことで考えていた経緯がございまして、それで最初に花巻市、そして盛岡市、そういったところをD I Oジャパン社のほうでは考えていたと。そういった背景のもと、県のほうでは会社側の希望に沿った形で、それぞれの2市に連絡をして、こういうお話があるけれども、どうだろうかというようなことが最初でございました。そして、その後県とそれぞれの市がその時点では一緒にお話をするような形になりまして、そして会社のほうの事業計画等については、いずれ県も市も両方、共通のお話を聞きながら今後どうしていくかというのを協議しながら、そして進めてきたというような動きになります。

○**神崎浩之委員** その後、県と盛岡市、花巻市と一緒に検討したということでよろしいのでしょうか。そして、どのぐらいの打ち合わせというか、県が市とやっていたのかと。宮

城県のほうにも視察に行ったというふうな話もありますし、そのあたりのこと。

それから、緊急雇用を使ってやろうというのは、どちらのほうから提案してきたのか、されていったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

**○飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、D I O社のほうからは、当初平成 23 年の9月のときに、コールセンター進出に当たって何らかの優遇制度はないのかというような照会がございました。当時花巻市も県も、コールセンターに対する優遇制度がない旨を回答しております。その後、震災復興ということを当時のD I Oジャパン社の本門社長が言葉にいたしまして、ぜひ岩手県のほうでもやりたいと、ついでには宮城県のほうで既に開設しているコールセンターがあるというふうなことで視察のタイミングをいただいたところです。実際に宮城県のコールセンターの視察に行ったのは、県と花巻市が行ったところでございますけれども、宮城県の登米市に株式会社東北創造ステーションというものを既に開設をしております、そしてその視察をしたと。その際に、D I Oジャパン社のほうから、この開設に当たっては緊急雇用創出事業というものを活用させていただいたという、そういう話を聞いてきたところです。そして、岩手県に進出する際にもこういった事業を活用できれば、進出しやすいというふうな話を聞いたところがございます。

**○神崎浩之委員** 登米まで行ったということで、これは県のどなたが行ったのかということでもあります。

それから、そのときに行った方というのはどういうふうな感想を持たれたのか。これは震災復興に、それから雇用拡大に寄与する事業であるなというふうにお考えになったのか。

それから、そのときに緊急雇用創出事業はどんなのだというふうなことを相手方から言われたという話なのですが、そのときはどういうふうに思われたのか。そのときには東北創造ステーションというものの事業費の組み立てについて、いずれ人件費が半分ちょっとを超えればというようなこともあるわけなのですが、このときの東北創造ステーションの事業費の組み立て方について等、踏み込んだ内容についてお聞きされているのかどうかお聞きしたいと思います。

**○飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、1点目の誰が行ったかということがございますけれども、これは当時県のほうの企業立地推進課の担当職員2名が行っております。そして、花巻市の職員が行っております。どなたかという職名等については、今資料を持っておりませんので、いずれも担当が行ったということがございます。そして、行った後の記録等を見ますと、コールセンターという部分でかなりブースが多く、活気があって、そして研修がされていたということで、どちらかというところと好感触のような、そういった感じを抱いたようでございます。

そして、緊急雇用の内容についてでございますけれども、そこには東北創造ステーションの所長といいますか、現地で採用されて間もない方の説明というふうなものでしたので、事業の詳しい内容についての説明ということではなく、あくまでも本社サイドのほうからその事業を活用したというお話があったというものでございます。

○**神崎浩之委員** その後、市町村が各D I Oジャパンの子会社と契約をして事業実施に入るわけなのですけれども、県はこの後どういうふうな立場でいらっしやったのか。例えば、花巻市、あとは直接D I Oジャパンとやってくださいよというふうなことだったのか。再度また調整とか広域振興局を入れて検討していったのか。実際事業契約に至るまで、それから県と広域振興局と市町村とどういうふうにかかわっていったのか。

それから、他の市町村に広がっていくわけなのですけれども、平成23年12月以降、県と花巻市で登米に行ったと。それ以降について、県のほうは各市町村にどういうふうな手段で、どういうふうな内容で市町村に啓発というかをしていったのかについてお聞きしたいと思います。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、1点目の県の立場というところでございます。県は、これまでも進出の情報があった場合については、企業のほうからの条件に沿った形で、県のほうである程度その条件を複数の市町村に声をおかけして、その中で市町村のほうでもこういった事業を進出いただきたいというところの御回答をいただいてから、企業のほうには候補地を提案しているところでございます。したがって、全て県が情報として進出情報を上げたところ、100%せひうちにというようなことではなくて、断るところもあれば、今後折衝をしてみたいというような、その判断というのはあくまでも各市町村が行っているというところでございます。

そして、その後、特に今回のD I Oジャパン社に対しては、事業場所、そして人が集まるかというところが大きなポイントでございましたので、まずは物件の紹介ということで、いち早く会社側のほうも物件を見に来たというところでございます。そういった物件の視察に際しては、これは県も、そして地元市町も一緒に物件紹介に立ち会っているところでございます。

そして、広域振興局のかかわりでございますけれども、直接進出の一環としての会社とのコンタクトというのは、特に広域振興局はかかわっておりません。広域振興局のかかわりは、あくまでも進出時に緊急雇用創出事業が活用できる、したい、そういったときに、こういった条件、またはこういった制約があるかというようなところを広域振興局のほうで確認をさせていただいているというものでございます。

そして、ほかの市町村という部分でございませぬけれども、ほかの市町村についても同様に、会社側の希望に沿ったところに同様に情報提供して、希望するところに御案内をさせていただいたと、そういった経過でございませぬ。

○**神崎浩之委員** 緊急雇用創出事業を使ってはというのは、D I Oジャパン側からの提案であったということでありませぬ。それで、県のほうが市町村にこういう会社が進出希望があるよというふうなときに、緊急雇用創出事業を使って事業を進めるようなことができるのですよというふうなことも含めて紹介をなさっていたのかどうか、その点について確認させてください。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、県のほうでは、冒頭優遇制度そのものがないと

いうことを平成23年の9月に申し上げをしたところでございます。そして、その後、こういったコールセンターという、特に女性型の雇用ということから、誘致をする何か優遇制度も検討をしなくてはならないというようなことも、実際、市そして県も考えたところではございました。ただし、平成23年の12月には宮城県の登米のほうに視察に行っております。ですから、その際に会社側のほうからここは緊急雇用創出事業を活用させていただいたということで、逆にその事業を使えば岩手県でもできる可能性があるのではないかと、いうように県も市も考えたというところでございます。

○**神崎浩之委員** 最後にしますが、本日の資料の2ページに、引き継いでいただいている会社があるわけでありますが、私の最初の質問で、緊急雇用創出事業の危うさということで、部長も自由度の高い事業であるというふうなこと、そして私もそれゆえにお願いする企業に対しては、やはり信用というか、事業計画をきちんと精査していかないと、税金が無駄に使われてしまうとか、そういうふうな懸念を持っているわけなのですが、日本トータルテレマーケティングは、こういうふうな理由でこの会社にしたということでありますが、そういうふうなことも踏まえて、この会社は県としてもめがねにかなった、妥当だという根拠について、最後にお伺いしておきます。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** まず、日本トータルテレマーケティング株式会社を協議の第1候補とした基準というのが2ページの3、(1)のイに記載のようなものでございます。6社が関心があって、そして進出意向を示したのが4社ということで、その中で全員雇用ができるのか、そして長期にわたって安定して経営できるのかというような部分、そして何よりも元従業員の方たちがこの会社に長く勤めていけるのかというところが大きなポイントでございました。それ以外にも、当然従前の信用調査というものも調査会社の報告書を各社取り寄せて、その中でも判定しております。そしてさらに、もう既に立地をしている日本トータルテレマーケティングについては、熊本県、長崎県、沖縄県、そして自治体の評価というものも加味して、まず決定したというところでございます。

ここの企業については、業績的にはどちらかというと、コールセンターの場合、インバウンド、アウトバウンドという種類がございますけれども、通信販売等のインバウンドが主体ということで、それが従業員から評価されたこと、そして毎年発表されます通販新聞というのがございますが、その大手30社の大体中位を毎年占めているという、そういう大手企業であること。そして、九州地区、沖縄地区で開設しているコールセンターが当初は、一例でございましてけれども、熊本の場合、100人ぐらいでスタートしたものがここ5年ぐらいで800人ぐらいまで雇用がふえていると、そういった会社となっております。

○**高橋元委員長** 質疑の途中ですが、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋元委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○齊藤信委員 最初に、本会議で知事が、これは飯澤議員が取り上げた山田NPO問題で、県が出した報告書に対して、外部の所見を求めると、それを検討中だと、こういう答弁がありました。そのスキームというか、進め方というか、それをまず最初にお聞きしたい。

○菅原副部長兼商工企画室長 決議への対応の関係でございますが、この前の一般質問の中で、知事は外部の方に検証委員会における検証結果の内容について所見をいただくような方法も一つの選択肢ではないかというふうにお答えしているところでございます。これの具体的な検討の方法につきましては、ただいま関係部局とも連携しながら検討を進めているところでございます。

○齊藤信委員 本会議での知事の答弁ですから、商工労働観光部はもとより、庁議も踏まえて、それなりの検討を踏まえた知事答弁ではないかと思うのだけれども、あれは知事のアドリブですか、それともあなた方の検討を踏まえた答弁だったのですか。

○菅原副部長兼商工企画室長 知事が御答弁申し上げました件につきましては、検討の方向性について、一つの選択肢ではないかということでお示しをさせていただいたものでございますが、それについて具体的な内容につきまして、議会の決議に適切に対応しなければならないという中であって、どういった形が可能かということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、関係部局と検討を進めているところでございます。

○齊藤信委員 もう一回聞きますが、知事の答弁というのは庁議を踏まえて、答弁というのは庁議できちんと調整してやるわけです。県の見解ですよ。それにしても曖昧なわけです。検証結果について外部の所見を求めるという話でしょう。それはそういうスキームではないのですか。それを検討中ということなのですか。外部の所見を求めるといっているのは決まっているのですか。

○橋本商工労働観光部長 外部の方の所見も求めるということも選択肢の一つとして検討しているというふうに私は認識をしているところでございます。

○齊藤信委員 外部の方の意見を求めるのも選択肢の一つと、それを検討していると、決まったことではないと、そういうことですね、今の部長の答弁は。

○橋本商工労働観光部長 知事の答弁されたとおりでございますので、検討をしているということでございます。

○齊藤信委員 極めて曖昧で、びっくりしました。そういう曖昧な答弁を本会議で堂々とされるということ自体に、私は知事、県の対応の問題が示されていると思いますよ。これは、恐らく決算特別委員会の総括質疑でも取り上げていかななくてはならぬ、知事に聞かなくてはだめだと思いますけれども。決議の精神というのは、第三者機関できちんと検証すべきだという意味ですよ。個別に意見を聞けばいいという話では絶対ないし、きちんと決議を踏まえて、中途半端なことではなくて。

それで、私は一つ注文つけておきたいのだけれども、県議会は決算特別委員会を含めて集中審査をして、県の検証結果の問題点も具体的に指摘をしていますから、県の検証結果だけではなく、県議会でどういう議論がされているかも含めて、これは第三者機関、個別

ではなく、きちんと検証されるべきだということをこの時点では指摘をしておきたいと思います。

二つ目に、D I Oジャパン問題についてお聞きします。まず最初に、134 人の解雇者がありましたが、134 人の解雇者の再就職状況、賃金未払いの解決状況を具体的に示していただきたい。

○寺本雇用対策・労働室長 現在求職の申し込みをされた方が 119 名おまして、その中でハローワークの紹介等や自己就職で就職された方を除きまして、現在未就職者となっている方が 74 名いらっしゃいます。主なところで奥州に 34 名いらっしゃるわけですが、この方につきましては今度後発の新規のところがあると大分改善されるというふうに思っています。

残り 40 名を見ますと、現在紹介中の方とか、あるいは訓練を受けていらっしゃる方が 16 名いらっしゃいますので、まだ全く未就職の方は 24 名というふうな状況になっております。多いのは、盛岡と洋野の関係の方が多という状況でございます。

○千田労働課長 賃金の未払いが発生しておりました 4 事業所のうち、花巻、釜石、洋野の 3 事業所の元従業員の方々につきましては、国の立替払制度により立てかえ払いがほぼ終了しているというふうに聞いてございます。

それから、残る奥州の事業所の元従業員のうち、当該事業所の所属となっていた方々の未払い賃金につきましては、今手続が進められておまして、10 月中旬ごろには本人宛ての確認書というのが発行されまして、それを機構に提出して、立てかえ払いが進められていく見込みとなっております。

それから、奥州の事業所で働きながら本社のほうの所属となっていた従業員の方々につきましては、依然未払いという状態になってございます。

○斉藤信委員 具体的な人数と額というのはわかりますか。

○千田労働課長 未払い賃金の立てかえ払いの関係につきましては、国のほうで行っているわけですが、労働局のほうではこの人数とか金額というのは公表してございませんで、私どもその全額は承知してございません。

○斉藤信委員 私は前回の委員会でも、よく労働局と情報共有をなさいと。たびたびこれは新聞報道でもされているから私聞いているのです。新聞記者はわかって、県はわからないということは絶対ないはずなのだから、きちんと、それは県の不始末の結果なのですから、それがどれだけ解決されているかとか、あなた方は責任を持ってきっちり答えられるようにしていただきたい。

それで、D I Oジャパンの問題について、今厚生労働省の通知に基づいて各市町で調査されていると思うけれども、その調査項目、そしてその期限はどうなっていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 調査項目につきましては、委託事業を通じた収入等で申告がなかったか等、事業での不適切なものがなかったかということについて調査しております。

期限につきましては、特に具体的に示されておりませんで、今後のD I Oジャパンの法的手続がどうなるか、それに合わせて、その期限に間に合うようには調査をまとめるということになっています。

○**斉藤信委員** 調査項目は、不適正事案、そして収入の未申告ではないですか。

それと、期限については、D I Oジャパンの法的整理に間に合うようにということになっているのではないですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 事業を通じた収入がなかったかということは調査しておりますし、事業を通じた不適切なものがなかったかということについて調査しています。

期限につきましては、法的整備がなされた場合の必要な届け出期間に間に合うようにというようなことは示されてございます。

○**斉藤信委員** D I Oジャパンの弁護士は、9月中に方向を出すと、それが10月ということになったようですね。これも無責任な対応だけれども、本来9月中だったのです。9月中にあなた方はきちんと調査をして、必要な支払いを求める、返還を求めるものについては確定してやらなければだめなのではないですか。おこなっているのではないですか。今調査の状況はどうなっていますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 調査につきましては、市町で鋭意やっております、今現在の考え方に基づいて国に対して各市町においていろいろな作業をやっておりますが、この考え方でいいのかといった部分について、県も通じまして、国とその考え方について今盛んに整理をしているところでございまして、その考え方が固まりましたならば、今後の請求に必要な額を行うものでございまして、具体的内容について報告が来ているものではございません。

○**斉藤信委員** D I Oジャパンの今後の整理等がどうなるかわからないけれども、そんなに延々と続くものではないと思います。きちんと早く整理をしてやるべきだと。それで、私は調査の中身について、前回の委員会でもかなりリアルに、私自身が元従業員から聞いた話をあなた方にも伝えました。一つは、研修の実態がほぼないということです。例えば盛岡の場合でも、3カ月ぐらい研修して、あとは仕事をさせられていたと。奥州もそうでした。盛岡の場合なんか、3カ月研修を受けた人が別のコールセンターに講師で派遣されようとしていたのですよ。1年間の研修の実態というのはほとんどなかったと言わなくてはならない。そういう講師もいなかったというのが、盛岡でも、奥州でも、洋野でも、どこでもそうです。研修の実態がなかったら、緊急雇用創出事業が成り立たないと思いますよ。研修の実態について私は具体的に指摘したが、あなた方は調査をしていますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 県に寄せられた内部通報で、市町にその情報を提供して、その実態の確認をしてもらっているところでございます。その内部告発、内部の方と思われる方からの情報を受けまして、関係市町で確認した結果ですが、今現在については、当然不適切なものがなかったかという観点で、研修日誌等を含めて再精査を行っているところでございます。

○**斉藤信委員** 内部告発、それ自体を確認するというのは当然だけれども、内部告発というのは、その人に限らないのです、そういう研修の実態というのは。その人がそういう研修の実態だったということは、全体もそうだとことなのですよ。ある特定の人だけがまともに研修を受けなかったということではないのだから。私は、研修の実態が緊急雇用創出事業には当たらないような実態だったと思いますよ。少なくとも1年間はやられていない。圧倒的にやられていない。それをしっかり調査すべきです。

二つ目は、事業収入の問題です。これも私は前の委員会で、盛岡でも奥州でも洋野でも、もう3カ月たってから仕事させられて、東京で1カ月、3カ月仕事をしたと。九州に行って仕事をした。もうそういう状況ですよ。ところが、これは盛岡のコールセンターで仕事をして、業務日誌には書かせなかった。虚偽報告をした。内部告発でも、4件のうち2件あるのです、虚偽報告。だから、あなた方は業務日誌を確認するだけではだめなのです、ほとんど改ざんされているのだから、業務日誌は。仕事をして研修と書きなさいと、こう直されているのです。そういう認識で、この事業収入の問題は調べていますか。

○**寺本雇用対策・労働室長** 今現在の調査につきましては、もちろん市町においても実施しているところがございますけれども、全ての従業員を対象としているわけがございますし、ただ一方で協力しにくいとおっしゃっている方もいらっしゃるの当然でございますから、それ以外の方も含めて、市町のほうでいろんな情報をとって対応しているところがございます。

業務日誌につきましては、前もお話いたしましたけれども、事業完了の時点でそれが正しいかどうかというのは、複数の業務日誌とか出勤簿とか、複数の人たちを突合するような形で、その真偽等を絡めて調査しているところがございます。現在市町において、同じように業務日誌と関連するものとの突合、あるいは本人のアンケート結果等も踏まえて調査を進めているというものでございます。

○**斉藤信委員** 業務日誌の改ざん、虚偽報告というのは、共通だと思うので、そういう認識で、書式だけ確認なんていったって、これは調査になりませんよ。元従業員の聞き取り調査をちゃんとしなさいとなっていますから、それを踏まえて、私はしっかり事業収入というものを認定することが必要だと思います。

例えば盛岡で7月以降、これは2012年からですから平成24年7月以降、仕事が入ってきて、田崎真珠のインバウンド、ツアーの案内、ウィラートラベルバス、24時間受け付け業務、深夜業務、旅工房、ボードウオークコンサート、こういう仕事をしましたと、させられましたと。従業員の中には、1年間東京で仕事、半年間東京で営業事務の仕事、都城、九州ですよ、コールセンターに六、七人派遣されていた。これは3週間。東京国際映画祭の受け付け業務、東京プリンスホテルに六、七人派遣。私リアルに言いましたからね。これ盛岡コールセンターの例です。本当に徹底して調べてやっていただきたい、これが二つ目です。

三つ目は、前回皆さんから出された資料で驚いたリース料の問題。盛岡のコールセンタ

一で什器一式2,993万円が無償譲渡されている。1億3,805万円のコールセンターの業務用機器を88万9,900円で取得をしていると。ほとんどあと同じ形なのだけれども。これは、実質1年目のリース料で払ったということになる。実質買い取りではないかと私は前に指摘をしましたが、こんなのが認められるのだったら、50万円を超える財産取得だめなんていう原則は全く無視されるということになるけれども、どういう認識ですか。こういう翌年の無償譲渡、無償譲渡に近い譲渡というのは、事実上のいわば財産取得、買い取りというふうになりませんか。

○寺本雇用対策・労働室長 緊急雇用創出事業におきましては、買い取りというのは禁止されているわけでございます。したがって、1年間リース料を払って、それが所有権移転するというものは、考え方というのは、実質的に抜け道というふうに理解しております。したがって、これにつきましては厚生労働省に対してそういうものでいいのだろうかという疑問を呈しまして、その後国のほうから通知が来たということでございます。平成25年度、再リースをするか、もしくは最後は買い取りますと買い取りいただいた中でも、無償のものがあつたということは大変遺憾だというふうに思っています。

○斉藤信委員 翌年の厚生労働省の通知は、高額なリース料があつたので、それを正すためにきちんと入札をなささい、見積もりをとりなさい、こうなつたのでしょう。実際にリースが終わって無償で譲渡されたとなつたら、これは新しい事態になるのです。そういうことがわからない高額リース料の問題で、それがいいのかということでは厚生労働省の通知が出たのだと思うのです。あのときはまだ譲渡されていないのだから、無償譲渡。そうでしょう。この無償譲渡について、高額なリース料を払って、翌年は無償譲渡されたら買い上げでしょうと。今抜け道と言つたけれども、実質買い上げでしょう、これ。

○寺本雇用対策・労働室長 この中には、1年間が終了した後で所有権が移転するという計画が記載されていたものが完了検査の時点でありまして、それは抜け道だと思つたので、そういうふうなそれに対して照会をいたしまして、それは平成25年度以降認めないこととしますというふうに通知が出てきていると。

○斉藤信委員 厚生労働省は認めたということですか、そうしたら、1年目は。例えば1年目リースやって、盛岡は1年目なのです。1年目やって2年目はやっていないのだから緊急雇用事業。無償譲渡ですよ、什器一式、2,993万円。これは、厚生労働省は認めたということですか。

○寺本雇用対策・労働室長 簡単に言えば認めたということですが。当該通知につきましては、その後の契約に当てはめるということではございますので、リースという名称であつたものについてはリースとして認めるということではございます。通知後のものについては、リースというものであつたとしても、後に所有権が移転するものは、それは不適切だというふうになつたというものでございます。

○斉藤信委員 もう少し聞きましょう、今大事なところですから。いわばリース契約で、翌年は無償譲渡という契約があつたということですね。それはどこですか。

○寺本雇用対策・労働室長 これにつきましては、山田町の反省でもあるわけですが、完了検査の時点で、これまではリース料の契約書の写しというのを求めておりませんでしたが、平成24年の実績報告から求めました。その中に、二戸のコールセンターにおいて、所有権を移転するということがわかるものがありましたので、それは国に照会しました。

○斉藤信委員 二戸のコールセンターについては、無償譲渡の実質契約だったということですね。そういうことですね。盛岡はどうだったのですか、什器一式は。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 盛岡についてはそういった明文化されたものはなかったというふうに認識しております。

○斉藤信委員 盛岡については明文化されていなかったけれども、そうなったと。二戸については、これは什器一式が314万5,936円、そしてコールセンターの業務用機器が4,803万円です。1年間のリースで翌年は無償譲渡だという、そういう契約だったとしたら、こんなリースあり得ないのではないですか。1年間のリースで終わってしまうのだから。買い取ってしまうのだから。あなた方はそれに疑問を感じて厚生労働省に問い合わせをした。それは認められないという認識ではなかったですか。こんなリースが認められるのだったら、リース契約は成り立ちませんよ。50万円以上だめだというのに、4,803万円なら認められるというばかな話はないでしょう。もし厚生労働省がそれを黙認したとするのだったら、厚生労働省も共犯ですよ、これ。そういうリースを認めるのだったら、厚生労働省も共犯。そういうふうになるのではないですか、こんなリースを認めたら。

○寺本雇用対策・労働室長 御指摘の趣旨はよくわかりますし、私もそういう疑問を持って、確たるものではないですが、断定するわけではないですが、これでは問題があるのではないかと国に照会をしました。国も遺憾というふうに考えたわけですが、ただ想像でございしますが、過去のものにさかのぼって適用するのはいかがなものかということで、その後の契約になったのではないかと考えています。

○斉藤信委員 今D I Oジャパンによるコールセンター事業、これはみんな破綻しているのだけれども、私が先ほど指摘したように、緊急雇用創出事業の中身が問われています。研修の実態があったのか、事業をやっていたのではないのか、あわせてこのリース契約が問われているのです、今この調査で。最初から1年間のリース料で、翌年無償譲渡といったら買い取りでしょう、これは、商取引上。私、本当にこのD I Oジャパンのやり方というのは悪質だと思いますよ。最初からそんな契約だったとしたら、高いリース料で事実上買い取りと。あり得ないですよ、こんなことは。山田と同じではないですか、こんな税金を食物にするやり方は。これは国民の税金なのです。あり得ないと思いませんか。国が認めたからいいということにならないのではないですか。そこも含めてこのD I Oジャパンの問題というのは徹底的に検証されるべきではないですか。部長に聞きましょう。

○橋本商工労働観光部長 D I Oジャパンの一連の問題に関しましては、現在厚生労働省も調査しておりまして、それに市町も懸命に対応しているわけですが、そういった調査の

中で明らかになってきた問題点、そういった部分におきましては改善点、あるいは早急に今までの見解等も変える場合もあろうかと思えます。そういったことをしっかりと県としても踏まえて、提案できるものは提案しながら、適切な業務執行が担保できるような制度設計にしていきたいというふうに考えております。

○**斉藤信委員** 山田町のNPO問題も、それは1年目認めた。2年目の途中で事業が破綻したから、認めた1年目も含めて返還しているのでしょうか。これも同じなのです。2年目で破綻しているのです。だったら、1年目も含めてまた戻ったのかと、山田町と同じように検証するの当然ではないですか。本当にこれ構図が山田町と同じですよ。国民の税金を勝手に使い切る。そして、破綻する。パターンは同じですよ。私は、そういう意味で、二戸のコールセンターの完了検査の資料を出していただきたい。そのことがわかっていたということは極めて重大なことだから。そして、実際には盛岡の什器、花巻の什器、そして釜石コールセンターの什器、さらにはコールセンター業務用品、洋野の什器、これ全部無償譲渡ですから。同じパターンでDIOジャパンはやったのです。あなた方が完了検査でやった資料はぜひ出していただきたい。委員長、しっかりそれをお願いしたい。まずそこ、もう少しで終わるから。山田町の完了検査の資料ももらっているから。

○**高橋元委員長** 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋元委員長** 再開いたします。

○**斉藤信委員** では、その資料はきょうじゅうに出してください。

それで、これで終わりますけれども、私はこのDIOジャパン問題、まさに第二の山田町と同じような形で、私は県の完了検査の中身も問われているのだと思いますよ。ぜひ必要な資料をしっかりと出して、そして厚生労働省も少し共犯的な役割を果たしているとすれば、これは国がいいからといって、それで追従することには絶対ならない問題だと、正すべきものはしっかりと正してやる必要があるというふうに思いますので、そのことを指摘して私の質問を終わります

○**飯澤匡委員** それでは、まず最初に大雪りばあねっと。の検証の問題について、一般質問でやったのですが、知事の当事者意識の低さと、それから私の質問に素直に答えてくれなかったのが、次の決算特別委員会でしっかりただされたいと思うのですけれども、その前に1点だけ確認したいのです。

時系列に言うと、斉藤委員がただいま指摘したように、2月議会で再検証をすべきだという決議を上げた。それで、6月議会の直前になって、弁護士と相談して、これは県の弁護士、県が雇い入れている弁護士に相談したら、今公判中でもあるし、ここは見解が全く分かれるところなのだけれども、その中で今検証するというのはなかなか困難だと。あわせて、会計検査院が入るとというのが想定されると。その中で県は何を言っているかということ、それにきちんと対応する中で徹底した検証に努めたいというようなことを言っている

わけです。要は会計検査院の調査と検証に我々が要求しているものは、セットでそこら辺はやっていくのですよというメッセージを出していた。今回私の一般質問の答弁で、ただいまやりとりがあったように、内部の検証委員会でやったものに対する評価をいただく外部の見解をいただくのを一つの選択肢と捉えていると。どうもその時々ごとに県の言っている対応がよくわからなくて、今回会計検査院の国会報告が11月の末に行われるわけで、それだったら6月に言った会計検査院の検査に対応する形で、県がその内容に協力をするということが議会に対してどのような説明をするのかという答弁は全く返ってこなかったわけですね。まず、それについてどのような対応をするのか、今回の決算特別委員会の審査にも影響しますので、間に合わないのだから、大体にして、国会報告までに。間に合わないから外部の有識者の方に検討していただくということをつけ足したのだからどうかかわからないのだけれども、そこら辺一本ですと理解できるような形で議会に対して説明していないので、そこはどういうことなのか、わかりやすく説明していただきたいなと思います。知事は随分この質問に対して、答弁書ばかり探していて、よくわからなかったのですよ、私は。時間の都合もあって余りそこら辺はやらなかったのだけれども、どういう検討をされたのか、ちょっと教えてください。

**○橋本商工労働観光部長** ただいま飯澤委員から検証に係る決議後のその後の一連の対応についての御質問でございました。

まず、裁判あるいは会計検査院の検査に対しまして、事実関係のより客観的な形での究明が行われているわけですが、現在県といたしましては裁判の動向をまず注視をし、あわせて会計検査に協力、対応していく立場にあると認識しているところでございます。一方で、議会の決議に対しましては適切に対応していかなければならない、こういう考えのもとに、外部の方に、先ほども御答弁申し上げましたとおり、検証委員会における検証結果の内容について所見をいただくような方法も一つの選択肢ではないかと考えて、関係部局と連携を図り、検討を進めているというお答えもさせていただいたところでございます。

裁判や会計検査院による検査が現在も継続しているわけでもございまして、新たに検証委員会を設置して一定の結論を導き出すというような検証を進めることは、状況的にも困難ではないかと考えております。また、その結果が明らかになっていない中で、そうしたことを行うことは差し控えるべきではないかというふうにも考えております。このため、これまでの議会における論点も踏まえつつ、補助事業者の役割、あるいは権限といった観点から、外部の方に検証委員会における検証結果の内容について所見をいただくような方法も一つの選択肢ではないかと考えて、関係部局と連携を図りながら現在検討を進めているというところでございます。

**○飯澤匡委員** ちょっと理解できないのだけれども、全容がわからないから内部の検証委員会を含めて新たな組織を立ち上げてやるのは難しいという、そういうことですね。それと、今回後段に言った選択肢という部分は全くつじつまが合わないのではないかと思います。会計検査院の報告が出たら、初めてそこで何か検証するというメッセージを我々に

出していたのではないですか。協力する形で何らかのことをやりたいというようなことを言っていたのではないですか。結果出たら、何かやっぱりその上で、結果が出た上でもう一度再考して、どういう方向性で議会に対しても説明するということではなかったのでしょうか。あくまでも会計検査院が入っているからできませんよという、ただそれだけの言いわけにすぎなかったわけでしょうかね。どういうものなのでしょう。

○橋本商工労働観光部長 通常、会計検査院の検査報告は11月に例年なされているわけですが、それを見きわめていくというのがこれまでお答えをしてきたところでございます。ただしそこまで、その時点までに何らかの対応も必要ではないかというふうに考える中で、先ほど御答弁申し上げた外部の方に所見をいただくような方法ということも一つの選択肢ではないかと考えて、今検討を進めているとお答えを申し上げたところでございます。

○飯澤匡委員 ということは、今の時点では何も決まっていないうことですね、最終的には。検討はしているけれども、決算特別委員会に認定の議案を出しておいて、今の時点では検討はしているけれども、会計検査院の結果を踏まえてどうするか、あわせてその検討組織を、新たに外部の評価をするのか、これもどっちもまだ決まっていないうことですね。

○橋本商工労働観光部長 委員御指摘の点も含めて、現在検討しているというのが率直なところでございます。

○飯澤匡委員 検討しているということは決定していないということですねということ、イエスかノーかで言ってください。

○橋本商工労働観光部長 決定している、決定していないということを含めて、決定する、決定しないということについては直接お答えできかねる部分がありますが、対応する方向で検討しているということでございます。

○飯澤匡委員 よくわかりません。恐らくかなり決算特別委員会でその扱いについては、やっぱり物の進め方として区切りを決めて、期限と、それからどれだけの組織対応をするかというのをやっていかないと。これいつまでたってもずるずるいって、やっている人たちも御苦労さんだと思いますよ、本当に。だから、私はトップリーダーの差配というか、問題意識をこの間も問うたわけですが、ほとんど当事者意識が希薄だということがこの間ではっきりして、余計に残念に思っているわけです。

それで、D I Oジャパンの問題1点だけ聞きますけれども、今厚生労働省の調査が入っている。これからも入って、恐らく補助金の返還ということもあわせて出てくると思うのですが、そこら辺は当該市町とのやりとりをどのようにしてやる予定ですか。というのは、大分、奥州市などで聞きますと、この点について非常に不安になっているというふうな話も聞きます。今までのやりとりの中でも、県の紹介だったからいいことだろうと思ってやったのだけれども、結局は大変迷惑をしたという部分が、これがいわゆる市町村との信頼関係ということなのです。そこら辺のやりとりが、やっぱり後始末はしっかりしてもらわ

ないと困るという意味を込めて今質問させていただきます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 仮に市町がD I Oジャパン側に対して返還請求することになった場合に、県に対する補助金の返還につきましては、これは現在の契約等ルールにのっとってやることとなりますが、これにつきましては国等といろいろ情報交換しながら引き続き検討することになると思っております。

○岩渕誠委員 私は、ミラノ万博への対応について質問させていただきます。

夏前から本格的にいろんな準備をしていると思いますが、現段階で出展の関係、これは文化的な価値をPRする、それからヨーロッパ向けの海外展開の観点からそこへ行くということの二通りあるわけですが、現在の進行状況についてお示しをお願いいたします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 ミラノ万博参加に向けての準備状況等についてでございますけれども、来年の5月から10月まで開催されますミラノ万博に宮城県石巻市等と連携をとりまして出展を7月24日から27日の4日間予定しているところでございますけれども、その内容といたしましては本県のポテンシャルの高い食材や多種多様な食文化に加えまして、平泉の世界文化遺産やILCの誘致、震災からの復興状況等の情報発信を行うことを予定しております。それで、本県におきましては、商工労働観光部含め農林水産部が中心となりまして、庁内の関係課から成ります部局横断の組織、プロジェクトチームを8月に発足しまして、一体的に準備を進めているところでございます。

○岩渕誠委員 ILCとか世界遺産のことが多いのですが、主に商工労働観光部で対応しているのは食文化の紹介をどうするかということと、海外マーケットを見据えてどのような形で出展をするのかということだと思いますが、現時点で、当然市町村との連携もあろうかと思えます。実際に行きたいという市町村も県南では出ている。そういう中で、食文化、和食を中心にして食材をPRする。これは文化的に、はっきり申し上げれば餅つきとか、そういったようなところはどこが担って、どこまで準備は進んでいるのか。

一方で、岩手県の企業の海外進出的な発想でのミラノ万博への出展について、これは二つ分けて考えなければいけないと思います。当然食に関するものでありますから、ヨーロッパの場合は特に検疫が厳しい。そうしますと、7月に具体的に4日間開催をするという日程で、10カ月程度はあろうかと思いますが、これは決して長い期間にはならないということでありまして、これは相当早い段階で決定をしないと準備ができない。あるいはそもそもミラノ万博に対して県内の食という文化、あるいは食材というものに関して、これは行きますよというPRはまだまだ不足をしているというのが実態であろうと思います。この辺の課題についてはどのように取り組まれているのでしょうか。

○佐藤産業経済交流課総括課長 ミラノ万博を契機といたしました具体的な企業的事業者の後押しと申しますか、支援についてまず先にお答えしたいと思いますけれども、こちらにつきましてはミラノ万博への参加を見据えまして、本県、宮城県、福島県の被災自治体等で、東北海外展開加速化協議会を設立いたしまして、復興庁によります「新しい東北」先導モデル事業の採択を受けまして、この事業を活用しまして地域、事業者間の連携

によります食材の輸出を促進する取り組みを実施していくところでございます。具体的には、こういった事業を通じまして、先方の欧州市場のマーケットの調査等々を行いまして、意欲ある事業者さんの参加を募りつつ、この重点の支援を行いまして、こういった欧州市場に出ていけるモデルを構築していきつつ、4日間の出展後にも引き続きそういった事業者が欧州市場におきましてもいろいろな販路開拓のための活動ができるように準備をしているところでございます。

また、食文化としての本県の特徴ある地域資源というところの発信につきましても、今のところ想定しておりますのは、本県の品質の高い農林水産物、あるいは日本酒等の加工食品、こういったもののほか、和食のユネスコの無形文化遺産の登録に係る提案書に取り上げられました一関地方の餅食と、こういった本県の特徴ある食文化の情報発信を行うべく、こういった事業がございませよ、参加しませんかということについても広くお知らせしつつ進めたいと考えております。

○**岩渕誠委員** 海外展開のモデル事業の内容を拝見いたしますと、二、三社によるグループを形成して、そこに対して支援をするというメニューがあります。逆に言うと、それ以外にもメニューがあったかと思えますけれども、やっぱりグルーピングをしなければいけないということを考えると、さらに周知の部分弱いのではないかというふうに私は思っております。今月海外輸出の部分でセミナーを県は開きますね。締め切りがたしか17日だったかと思えます。これはほとんど知られていないのです。いろんな補助メニューがあります、こういう展開をしますとここで大々的に言っても、結局知られていないわけですよ。俺行きたいのだけれども、どうすればいいのだろうかとか、僕は行くことできるのだろうかとか、そもそものところからスタートしているのです。そういう意味で言うと、せっかくその機会をつくって、食の展開というのはこれからグローバルに展開をして、しかもポテンシャルからいうと相当高いものが岩手にあると思っておりますが、その押し出しの部分、周知の部分、それからグルーピングの部分、これはきちんとコントロールをしないとせっかくの機会を逸してしまうということなのです。非常にその部分について心配をしているのですが、どうなのですか。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 具体的にこういった事業があるという周知の不足感についてでございますけれども、私ども例えば昨年度から海外展開を目指す企業のために、県内のジェトロとか、あるいは商工会、商工会連合会等々の各種の支援機関を一堂に会しました海外展開のためのプラットフォームをつくっておるのでございますけれども、そういったところにはその都度関係機関のほうに、こういったプログラムなりを考えているといった情報をお知らせして、それぞれの商工会であれば会員事業者、あるいは銀行も含めているのですけれども、そういったことをお取引先にぜひぜひお伝えくださいというような努力はしておるところでございますが、今委員御指摘のような状況もあるかと思っておりますので、さまざまこれからもいろいろ工夫して、こういった機会があるということをまず事業者のほうにお伝えしていくべく、頑張ろうと思えます。

○**岩淵誠委員** 周知をしている対象の企業というのは、恐らくアジア関係の、台湾とか、そういったところをどうしようかという人が多いわけです。ヨーロッパ向けとかというのは全く質が違う経営判断をしています。周知の方法といっても、僕が幾らここで質疑をしても、多分マスコミは一言も書きませんから、そうなると相当工夫をしてやらなければいけないと思います。

もう一つは、時間がかかるということから言うと、例えば牛肉をヨーロッパに輸出をしたい。よしんばミラノ万博で、非常に欧米で人気が高まっている和牛を何とか展開したいという場合に、ネックになるのは、屠畜場の許可で、今US向けとかシンガポール向けの屠畜場の許可を岩畜はとっていますけれども、実はヨーロッパ向けというのは国内で2カ所しかないはずで、そうすると、前橋と九州のようなのですけれども、それをどうするかという問題も出てくるわけです。それはやっぱり相当な助走期間が必要なわけですし、僕は相当心配をしているのです。そのあたりのところを個別具体的に相当クリアしなければならない。そうすると結果的に、餅つきは行ったけれども、海外展開しようとするところを連れていけませんで、ごめんなさいねという話ではないと思うのです。この辺の対応をどうするのですか。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 具体的な展開に際しては、さまざまハードルがあるのではないかという御指摘でございますが、今委員御指摘のとおり、例えば畜産物につきましては牛肉のみが今輸出可能になっておりまして、厚生労働省が認定した屠畜場での処理が必要となるが、国内では限られているというふうな現状がございます。そうしたものはございますけれども、EUの市場自体は非常に情報の発信力の高い市場、あるいは購買力の高い市場でもございますし、ことしの6月に牛肉の輸出が解禁されたというタイミングもございます。そういったことから、農林水産部ともいろいろ、例えば補助の関係とかについては情報交換なりもしつつ、まず現地で情報発信をして、販路拡大や本県の認知度の向上につなげていきたいというふうに考えております。

○**岩淵誠委員** 私は、現場を回っていますと、これは農畜産業にとどまらず、お菓子とか、それから飲料関係を見ても、今若手の経営者は海外展開について物すごく興味を持っています。そして、相当努力もして、台湾くらいだと何とか自分たちの力でマーケティングの分析も含めていろんなことができるのですが、ヨーロッパに関しては、——ヨーロッパにも相当意欲あります。皆さんが考えている以上に恐らくあります。しかし、どこから手をつけていけばいいのか、身近な県の中で相談をするところがどこにあるのかということが非常にネックになっていまして、せっかくそういうのがあるのだったらやってみたいのだけれども、どうしたらいいのだというのが非常に多いものですから、その辺をぜひきちんとやっていただきたいということ。

それから、最後、また戻りますけれども、やっぱりグルーピングということになりますと、お互いの手の内を明かさないと、なかなか進まないのが実態になっています。やはりセミナーなんか通じて、こういうグルーピングであればきちんと支援を

して海外展開できますよと、来年はヨーロッパもあるのですよということをやらないと、せっかく予算を積んだのだけれども、メニューはあるのだけれども、それ早く教えてくれよというのも、また同じことを繰り返しますから、その辺の善処をお願いして終わります。

○高橋昌造委員 私からは、2点簡潔にお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、第1点目でございますが、本県のものづくり産業の中核を担っております自動車産業の振興に関連して、今振興策の一つとして企業誘致なり、または地場企業に支援策を講じていらっしゃる。そのほかに事業誘致に取り組んでおられるということでございますが、その具体的な取り組み状況と、それから成果が出ておるのであれば、それをお示しいただきたいと思います。

○佐藤自動車産業振興課長 自動車産業振興に係る事業誘致についてでございます。

事業誘致でございますが、県内への部品調達率の向上を目指すということで、県内企業が県外から新たな受注を獲得する支援をする取り組みでございます。具体的には、県外企業と県内企業のマッチングとか、県内企業が仕事を受けるための設備投資、あるいは人材育成への補助、あるいはアドバイザーによる指導等に取り組んでございます。

これらの取り組みによりまして、例えば昨年度以降ですが、大手部品メーカーから県内企業10社、新規受注を獲得いたしました。うち6社につきましては、その大手部品メーカーと初めての取引が実現するといったようなことがありますし、今年度に入りましてから県内企業がすぐれた技術を持つ県外企業との間に合弁会社を県内に設立しまして、これまで県内では対応できなかったような大型の金型、あるいは付加価値の高い部品の製造に向けた体制づくりを進めるといったような成果が出てきておるところでございます。

○高橋昌造委員 それで、今部品の調達率のことが出たのですが、具体的に、今まではこのくらいの状況だったのですけれども、例えば今度そういった部品メーカーによってこのくらいにふえたというような数値的なものはあるのですか。

○佐藤自動車産業振興課長 部品の調達率につきましては、金銭ベースなのか、部品の点数ベースなのかによって、40%とも30%とも20%とも言われている状況でございます。

それから、本県におきましては、例えばボディー部品とか内外装部品は相当、例えば9割近く現地調達が進んでおりますが、エンジン回りとか足回りとか電装品についてはまだまだ十数%というふうなことが言われておりまして、確たる数字ということはなかなか申し上げられないのですが、トヨタ自動車東日本が発足した時点で8割を目指そうということをトヨタの方々から言われております。あるいは県内の部品大手メーカーの経営者からは、現在3割だが当面5割を目指す。将来的には100%県内で目指していくというふうな発言も聞かれておりますので、県としてはなるべく早期にそういう調達率の向上を図っていきたいというふうに考えています。

○高橋昌造委員 それで、いずれ数字を明らかにして、こういう状況になっているということをお示しを願いたいなど。

それから、2点目でございますが、自動車産業に続いて、前から医療機器関連産業の創

出を図っていくと。その状況がどのようになっているのか。また、取り組まれた結果、どのような成果を出されているのか、もしわかればお示し願いたいと思います。

○鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長 医療機器関連産業についてのお尋ねでございますが、医療機器関連産業は、県では自動車、半導体に続くものづくり産業の柱と位置づけておりまして、今産業創出に向けた取り組みを進めてございます。

具体的な取り組みといたしましては、医療機器開発支援のために試作であるとか、性能確認の検査を行う場合に要する経費に対する補助、それから販売先の開拓のための展示会の出展であるとか、取引あっせん、それから国事業なども活用しながら医工連携の促進などに取り組んでございます。

具体的な成果というところでございますが、最近の例でございますと、県内企業が連携いたしまして世界で最小、最軽量の電動ピペットの開発、販売が始まったところであるとか、あとは展示会の出展、それから取引あっせんなどで、平成22年度から15件の新規取引につながったというところなどの成果がございます。

そのほか、岩手医科大学が企業とか他の大学などと連携して、新しい医療機器を開発する事業に対して、国の事業を活用いたしまして補助を行っておりますが、こちらにつきましても今岩手発の付加価値の高いコバルト合金を用いた器具などの医工連携などが進められているところでございます。

県といたしましては、これからも岩手医科大学であるとか、岩手産業振興センターなども連携をしながら、医療機器関連産業の振興に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋昌造委員 それで、今度岩手医科大学が矢巾町の矢巾キャンパスに移転しているわけなのですが、今岩手発というお話があったのですが、医療機器メーカーとか、それから岩手医科大学、そして岩手県はもちろんのこと、矢巾町、我田引水になるかもしれませんが、矢巾町にもそういった企業をひとつ誘致していただいて、一体となった取り組みをぜひ進めていただきたいなということで、そういった計画があるのかないのかも含めてお示しを願いたいと思います。

○鈴木ものづくり自動車産業振興課総括課長 今の岩手医科大学と企業などの取り組みの状況について御説明いたしますと、岩手医科大学ではいろんな科目、診療科で、先生方のほうから臨床現場のニーズであるとか、そういったものが出されているというふう聞いております。そういったものを受けまして、まず県内企業などとマッチングをしてございまして、これまで県内企業と共同開発した酸素供給の関連の機器であるとか、医療機器用の通信装置などの臨床現場のニーズにまさに合ったものの開発、それから販売などが行われているところでございます。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 企業誘致の観点でございますけれども、県内には複数の医薬メーカー、そして健康食品メーカーというものもございます。そういった中で、やはり岩手県としてジョイントできるような企業があるということは、これはすごく大きな

メリットとっておきまして、特にも新薬とか岩手医大の薬学部とも、可能であればそういったメーカーが共同研究しながら、そして県外の企業と一緒に提案をしていくということは有力な方法と考えておりますので、今後も引き続きそういった方向で進めていきたいと考えております。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

なお、先ほど斉藤委員から資料請求ありました件につきましては、できました資料は全委員にも配付を願います。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開します。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案書（その1）の6ページをごらん願います。議案第1号の平成26年度岩手県一般会計補正予算（第3号）についてであります。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費のうち1項教育総務費の一部及び9項私立学校費を除いた14億406万円余並びに11款災害復旧費、6項教育施設災害復旧費の637万円余、合わせて14億1,043万円余を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の66ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の説明欄上から二つ目の外国青年招致事業費は、本年度に帰国するALT、外国語指導助手がふえたことに伴う帰国旅費及び新たに招致するALTに係る赴任旅費、渡航負担金等について補正しようとするものであります。

4目教育指導費であります。説明欄、教育委員会の一つ目、児童生徒健全育成推進費は、いじめ防止対策推進法施行に伴う関係機関等の連携を図るための岩手県いじめ問題対策連絡協議会の開催等に要する経費について補正しようとするものであります。一番下の指導運営費のいわての高校生留学費補助は、短期留学への支援の新設等、国の事業計画の見直しに伴い、所要額を補正しようとするものであります。

67 ページに参りまして、4 項高等学校費、4 目教育振興費の部活動設備整備費は、高等学校の学校教育活動の一環として実施する部活動に必要な設備整備に要する経費を補正しようとするものであります。

公立高等学校等就学支援金交付事業費は、公立高等学校の教育に係る家庭の経済的負担の軽減のために交付される就学支援金を授業料債権に充当するため補正しようとするものであり、次の学び直しへの支援事業費は高等学校等を中途退学した後、再び公立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給限度期間経過後も卒業までの間、授業料相当額を支援しようとするものであります。

68 ページをお開き願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費の施設整備費、69 ページに参りまして、6 項社会教育費、1 目社会教育総務費の青少年の家施設整備費及び70 ページに参りまして、7 項保健体育費、3 目体育施設費の施設設備整備費については、それぞれ特別支援学校、青少年の家及び県営体育施設の老朽化した施設設備の改修等に要する経費を補正しようとするものであります。

少し飛びまして、76 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、6 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費は、県立高田高等学校の新校舎への移転に係る経費を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し質疑ありませんか。

○斉藤信委員 児童生徒健全育成推進費がいじめ防止対策の連絡会議の費用だったと。この間、会議が開かれましたよね。あの経費は当初で組んでいたのでしょうか、それとも今回の補正ということになるのか。

○大林生徒指導課長 9 月 25 日に第 1 回目が開かれました岩手県いじめ問題対策連絡協議会の経費につきまして、今回の補正予算のもとで開催されたものでございます。

○斉藤信委員 そういうこともあるのでしょうか。それで、いじめ対策というのが滝沢市における自殺事件を含め、私は極めて重要な県政の教育課題になっているというふうに思います。そこでお聞きをしますが、滝沢市の自殺事件についてはどういう対応になっているか。

そして、二つ目に、9 月 25 日に開催されたこの県の連絡会議、この目的と内容はどのようなものだったのか。

そして、三つ目に、これだけ重要な状況になっているわけですから、私は全ての学校がいじめ防止対策推進法に基づいてきちんとした議論を踏まえて対策方針と、その体制というものがつくられるべきだと思いますが、それがどうなっているのでしょうか。

○大林生徒指導課長 最初の御質問であります滝沢市の現在の動向と伺いますか、経過でございませぬけれども、第三者委員会を設置いたしまして、その目的、所掌事務といたしましては重大事態に係る事実関係 ―― これはいじめの有無も含めてということになりますけれども ―― その調査、また自殺の背景調査、あとは同種の事態の発生防止に係る提言、こ

の三つを調査委員会の所掌事務として立ち上げたところでごさいます、第1回目の調査委員会が9月26日に開催をされ、第2回目は昨日、10月7日、第3回目は10月19日の予定であるというふうに伺っております。いずれ年内をめどに調査結果をまとめていくという予定になっております。

次に、9月25日に開催されましたいじめ問題対策連絡協議会の目的ですけれども、これにつきましては本年4月に策定をしました県のいじめ防止等のための基本的な方針の中で設置することとしておりまして、岩手県におけるいじめ問題の対策を総合的かつ効果的に推進することをその目的としております。第1回目の内容につきましては、今回の連絡協議会につきましては20名の委員によって構成をしております。学識経験者、医師会、弁護士会等、あと各小中高の校長会、また私立学校等、20名の委員に委嘱をしまして進めておりますので、まずはその20名の委員の共通理解を図るためにいじめ防止対策推進法や県の基本方針について説明いたしましたし、あとは県のこれまでの取り組みや各委員が所属しております団体等のいじめ問題への対策等の情報交換を図るということ、そういうことによりまして関係機関のより一層の連携を図って、いじめ問題の根絶に向けた取り組みのさらに充実に努めるという中身としております。

三つ目の御質問の各学校の基本方針等の策定状況になりますけれども、昨年9月28日に施行されました国のいじめ防止対策推進法では、学校においてそれぞれの学校でのいじめ防止基本方針といじめ防止に係る組織を必ずつくりなさいというものになっておりまして、今年5月1日現在の調査結果によりますと、いじめ防止基本方針を策定した学校の割合につきましては、小学校におきましては72.7%、中学校におきましては58.9%、高等学校におきましては60.3%、特別支援学校におきましては50.0%、学校におけるいじめ防止等のための組織を設置したパーセンテージにつきましては、小学校で84.0%、中学校で72.0%、高等学校で67.6%、特別支援学校で64.2%ということになっておりまして、まだ100%にはなっておらないわけですけれども、いずれいじめ防止のために学校でさまざまな議論を重ねながらその防止の方針を定めるとともに、組織についてもできるだけ早く設置するようということにつきましては、5月、6月、7月に開催しました各小中高の会議等でも私のほうから話をしているところでございます。

○**斉藤信委員** 滝沢市の問題については、第三者委員会が設置をされてやられていますから、我々もこれを注視をして、滝沢市の問題ということではなくて、まさに岩手県でこういうことが起こったということが大変残念なことで、絶対起こしてはならないという、この気持ちをやっぱり教育委員会はもとより学校全体のものにすることが必要なのだと思うのです。

それにしては、今のいじめ対策を見ると、いじめ対策方針の策定で、特に中学校が58.9%とか、特別支援学校が50.0%とか、やっぱりその受けとめにアンバランスがあるなど。もう本当に風化現象というか、滋賀県大津市でのああいういじめ自殺事件があつて、そして岩手県でもいじめ件数というのがもう急増したわけでしょう、その後の調査で。まだ公表

されていないけれども、この間の会議を聞くと、中学校長会の調査では、ことしの調査でもかなりのレベルになっていると。やっぱりこういうものこそ県教育委員会はきちんと全ての学校に徹底しないとだめです、こういう問題こそ。生徒の命、子供の命がかかわっているのだから。ある意味でいくと、学校教育の最優先課題なのです。それが5割とか6割になっているということに危機感を感じて、ぜひこの問題は対応していただきたい。教育長。

○高橋教育長 いじめ防止、この重要性につきましては委員おっしゃるとおりでございます。子供が将来生き抜く力を身につける、育成するという観点で学校教育があるわけでございます。そういう中で将来を左右するような、人生に大きく影響するようなマイナスの効果が極めて大きいということで、これはあってはならないということで、これは組織的に全体的に取り組むべき重要課題だというように思っております。

それで、それぞれの学校での指針につきましては、これは学校はもとより学校関係者共有の進むべき方向性として、まずもってそこから目指すところを策定していくというのは、これは極めて大事でございます。県教育委員会といたしまして、それぞれの学校が策定するに当たってのいわば準則的なもの、これをお示ししながら策定に向けて強力に取り組みを要請してきているところでございます。残念ながら今全学校という段階に至っておりませんが、これは大きな課題というように捉えておりまして、今後全学校で同じベクトルで進むような方向で策定に向けて取り組んでいただくように、それぞれ市町村立学校においては市町村教育を通じ、それから県立学校に対しては直接我々が責任を持って対応してまいりたいというように思っております。

○斉藤信委員 次に、公立学校等就学支援金の交付金事業、これが今回11億2,400万円余補正をされています。高校無償化が一部形骸化されましたけれども、これは大変大事な制度なので、今回の補正による対象者と、対象にならない人数と率、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○小畑予算財務課長 今年度、この制度は始まってございますけれども、今年度の新規入学者につきましては、7月末現在で所得の確認を行っているところでございます。県立高等学校の対象となる生徒でございますけれども、全日制、定時制、通信制を合わせまして、全体で9,530人でございますけれども、このうち認定されている生徒につきましては8,381名になってございまして、認定率は87.9%になっているところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。12.1%が対象にならないと。私は、恐らく世界でこういうのはないのだと思うのです。高校の授業料で所得制限を導入して一部から徴収するなんていうことは、先進国には例のない異常なことで、日本政府はいわば高校教育の無償化を定めた国際人権規約、保留していたものを批准したのです。批准して無償化したのに、それに背くようなやり方をするというのは、本当にこれは自民党政治の悪政の一つだと。これは、今後私は改善するべきだというふうに思います。

次に、特別支援学校費の施設整備費について伺いをします。これは、花巻清風支援学

校の作業実習棟の整備に要する経費ということのようですが、一般質問で高田一郎議員も特別支援学校の教室不足が68教室あると。今回この花巻清風支援学校の作業実習棟の整備で、教室不足が幾らで、それが幾つ改善をされるのか。今年度全体ではどのぐらい、どういう手だてで解消される見込みなのか示していただきたい。

○宮澤学校施設課長 花巻清風支援学校の教室不足への対応でございます。教室不足の状況でございますが、現在県内の14の特別支援学校含めまして、これは若干データが古うございますが、昨年10月で68教室の不足がございました。うち5教室以上不足しているのが盛岡みたけ支援学校、花巻清風支援学校、それから前沢明峰支援学校、宮古恵風支援学校でございます。この中で、今回は花巻清風支援学校の特別教室棟を別途新設いたしまして、現在工事をやっているところでございますけれども、特別教室として使われておりました教室を新たに普通教室にということで、それに先立って昨年度既存の教室を至急改修工事をやったところでございます。そうしたことから、特別教室の不足が4教室解消されますのとあわせまして、普通教室については5教室改善されるというふうなことでございます。そういったことで、花巻清風支援学校は都合16教室の不足となっておりますが、実質は5教室ふえるというふうな改修でございます。

その他の支援学校の改修でございますが、これは従前から限られた予算の中でそれぞれの状況によりまして、改修に取り組んでいるところでございます。今年度は、花巻清風支援学校の5教室の改善というふうなことでございますが、今後は現在設計業務が進められております盛岡となん支援学校の移転改築を初めといたしまして、既存校舎の利活用等を含んでおりまして、可能な限り教室不足の解消、教育環境の改善を行ってまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 そうすると、今年度は花巻清風支援学校で5教室改善されるだけということですか。昨年来、特別支援学校の教室不足というのは、この委員会でも何度も取り上げられてきた。私は、県の教育行政の最もおくれた分野の一つだと思います。この間、みたけ支援学校も見てまいりました。雨漏りで新聞紙張っているのですよ、天井に。そして、あそこはかなり古い建物ですけれども、どんどん生徒がふえて、完全にオーバーな状態。だから、教室を仕切ってやっている。もう着がえをする部屋もないので大変だと。本当に特別支援が必要なこういう生徒にこそ、私はきちんとした教育条件を整備していく、ある意味では最優先してやっていくというのが教育の精神ではないかと思うのだけれども、いわば一番条件の悪い人たちが教室不足に陥っているということ自身、本当に教育の姿勢が問われる問題ではないかというふうに思うのですけれども。

教育長、これ、ことしたったこれだけでいいのかというのがあるし、あと高田議員も取り上げたけれども、北上市からは北上市に特別支援学校が欲しい。二戸市も今中学校2年生まで分教室なのです。あと2年たてば高校なのです。行く高校がないのです。盛岡にとっても来られるような状況ではないと校長先生も言っています。だから、今からもう県北に特別支援学校、独立したものをつくっていくという計画がなかったら間に合わない。2年

後です。私は、そういう点についてしっかり今検討しなかったら間に合わないのではないかと思うけれども、いかがですか。どう検討されていますか。

○高橋教育長 特別支援学校の環境整備につきましては、6月定例会の常任委員会の席上でもさまざま委員の皆様から御意見を頂戴いたしましたし、それから釜石祥雲支援学校につきましては請願が採択されたというような経過については、我々十分頭に入れながら適切な対応をする必要があるというように考えています。今回の補正では、花巻清風支援学校の整備と、特別教室棟の整備ということで提案させていただいております。そういうことで、そういう経過の中で我々計画的に、そしてまた優先度等を勘案しながら、できるだけ財源確保にも努めるという中で、前向きに対応していかなければならないというように考えております。今後におきましても、またそれぞれの実情等よく見きわめながら計画的な整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 前向きと言っているけれども、中身がないのだよね。私が今提起したのは、北上の問題にしても、二戸、県北の問題にしても、今検討して対応しなかったら間に合わないでしょうと、そういう状況にあるのではないですか。例えば花巻清風支援学校では、生徒の出身地、これどうなっていますか。

○民部田特別支援教育課長 花巻清風支援学校の生徒の出身地でございますが、花巻市が74名、北上市98名、遠野市14名、西和賀町1名、紫波町9名、矢巾町2名、盛岡市9名、その他5名となっております。

○斉藤信委員 今言われたように、北上のほうが98名で断トツ多いのです。だから、花巻まで一々送り迎えしている親御さんが多いのです。そのために仕事やめたという人も出ている。父母の方々は北上市に要望して、ことしは北上市は県要望として出された。根拠のある、大事な県要望だったと思います。北上には県立病院の跡地があるのです、県有地が。いい場所に。私は条件があるのだと思います、その気になったら。そういう形をやれば、花巻清風支援学校の不足教室も一気に改善される。二戸は、もう本当にあと2年後に迫って、その対応が今問われている。私は、前向きという言葉だけではなくて、やっぱり今そういう本当におくれた状況、切実な要望にどう応えるか、そのためのきちんとした検討組織を立ち上げてやっていく必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○高橋教育長 北上市、それから二戸市からの地元の要請ということについては、我々直接その要請を受けておりますし、それから具体的な内容についてはそれぞれの市の教育委員会からお聞きしているところでございます。特に二戸につきましては、これは学年進行に伴うということで、これは早い段階から準備するということで、具体的にどういう対応をしたらいいか、今具体的な詰めをやらせていただいているところでございます。

それから、花巻清風支援学校でございますけれども、これはみたく支援学校もそうですけれども、大きく学級不足があるというようなことで、実はとんざん支援学校、これが移転に伴いまして、またあそこの施設も二十数年ということで比較的新しい学校でございますので、その辺の活用も含めながら全体的な教室不足をどう解消していくかというような検

討を進めているところでございます。

それからあと、北上につきましては、また新しい学校というのも一つの選択肢ではあろうかとは思いますが、インクルーシブ教育の観点からそれぞれの既存の学校の中で特別支援教室で対応するというような、それで可能な子供さんもいらっしゃいますので、具体的にどういう対応がいいのか、それは市町村教育委員会のほうと十分相談させていただきたいというふうに思っています。

**○斉藤信委員** 国のインクルーシブ教育の方針なんていうのは、何年も前から言われて、何の方針も出ていない。大体特別支援学校の基準がないなんていうのは、国の失政ですよ、これ。こんなことを待っていたら対応とれませんか、率直に言うけれども。やはり子供たちの今々の成長に責任を持つ、そういう姿勢でぜひやっていただきたい。釜石祥雲支援学校については、いち早く検討協議会を立ち上げたというのは、これは県議会の請願を踏まえてよかったと。どういう議論になっていますか。

**○民部田特別支援教育課長** 釜石祥雲支援学校の環境整備検討協議会につきましては、9月17日設置しております。初回ということで、それぞれの立場での御意見を伺う会議としております。関係機関で構成する協議会として、各機関からの意見聴取により最終的な整備の方向性について合意形成を図るために、まず1回目の会議ということで開催しております。

**○斉藤信委員** 最後です。災害復旧費の学校災害復旧事業費、これは高田高校の新校舎への移転に係る経費ということでした。これ確実に今年度中に移転できるのかということが一つ。

あと二つ目に、グラウンドの整備はどうなるのかと。体育館はつくったのですけれども、高校の場合だとやっぱり第1グラウンド、第2グラウンドがないと、クラブ活動ができないというのが大体常識ですから、そういうグラウンド整備というのはどうなるのかと。

あと三つ目に、新しい学校への通学のルートなのです。今はまとまって大船渡市の昔の大船渡農業に行っているのだけれども、新しい校舎は、今もう工事の最中なのだね。だから、きちんとした通学のルート、足のルートというか、安全の確保というのは、もう一つ大変大事な課題になっていると思うけれども、そういう点はどうなっているのでしょうか。

**○宮澤学校施設課長** 高田高校の整備と移転の関係でございます。現在高田高校の校舎等の建設工事でございますけれども、ほぼ予定どおりの進捗ということになってございます。一部人材不足等もございましたけれども、何とかカバーして頑張っているという状況でございます。現在のところ予定どおり来年の2月に完成予定でございます。

その後の移転でございます。詳細は学校のほうと協議しながらということになりますけれども、新年度から待望の新校舎で授業をするということが目標でございますので、なかなか入試とか入学式とかで限られた時間ではございますが、手際よく引っ越しが完了できるように今後詰めてまいりたいと考えてございます。

それから、グラウンドの件でございます。第1グラウンドでございますが、これは盛り

土の試験地ということになってございまして、現在8メートル程度の盛り土がなされてございまして、これにつきまして地盤のかさ上げの試験が終了いたしましたので、跡地を仮設グラウンドとして使用することになってございまして、平成26年度事業でグラウンドの表土とか、関連施設を整備して、平成27年度から使用見込みとなっております。

なお、既存の第2グラウンドでございまして、これは、仮設住宅が現在建っております、ちょっとまだ改修の見込みが立ってございませぬ。ということで、こちらのほうはまだ時間はかかるかというふうに思っておりますが、先んじて体育館、それから平成27年度で柔剣道場ができますので、こちらのほうの活用もあわせて効率的な運用を図ってまいりたいと考えてございまして。

○木村高校改革課長 高田高校の新校舎への通学ルートの関係についてでございます。現在大船渡市の仮校舎のほうの通学バスというのは県教育委員会のほうで運行しているところでございまして、来年度移転後というふうな部分については、現在学校と陸前高田市、そしてJRのほうとBRTの運行についての詰めの協議をしているところでございまして、近々には正式な発表があるのではないかと考えているところでございまして。

○斉藤信委員 わかりました。終わります。

○吉田敬子委員 体育施設費の中の施設設備整備費のうちの、今回県営体育施設の整備改修になるのだと思うのですけれども、その中で県営野球場の部分でお伺いしますが、老朽化になっていると思うのですけれども、県として今の現状をどのように把握されていて、今回の施設整備はどのあたりをされるのかお伺いします。

○八木スポーツ健康課総括課長 県営野球場ですけれども、施設建設から43年経過しておりますので、随分老朽化していると、全体的に老朽化しているというところは認識しているところでございます。現在若干修繕等行っておりますけれども、トイレについての整備を今回考えておりますけれども、壁、天井、ドア、便器等が建設当時のままでありますので、国体を控え、利用者の衛生面の観点からトイレの改修を行おうというものでございまして。

○吉田敬子委員 もう一つ、今回はトイレの改修ということで、国体のためには何とかするとは思っておりますけれども、それ以降の県としての考えというのもちょっとお伺いしたかったのですが。というのは、盛岡市の市営の野球場が今のところから南公園のほうに新設移転するということが、6月に市議会で決定して、それは2022年を目標にしているのでもまだ先なのですけれども。県営の野球場自体も43年が経過して、老朽化している中で、結構野球関係者の方からも、やっぱり幾ら一軍が来ていても、ボールも外に飛んでしまうし、駐車場自体もちょっと狭かったりだとかという声を聞いている中で、私は今回市営の球場が移転するということが決まったことで、県と市でもうちょっと大きく、一緒にということは難しいのかもしれないのですけれども、もともと予算がお互いの中で、こういった施設をいずれは県営も何とかしなければいけないことになるはずなので、できれば今後方向性として市営と一緒にするというのはちょっと難しいのかもしれないのですけれども。その議論というのは今までされたことはないと思うのですけれども、そういったの

があったかどうか。そして今後、私としてはぜひ移転することによって県も一緒に考えて  
いていただきたいと思うのですが、それに対する御所見をお伺いいたします。

○八木スポーツ健康課総括課長 野球場について、いろいろ市のほうも新しい整備とい  
うのを伺っているところです。県としては、現在希望郷いわて国体・いわて大会に向けて施  
設の整備をやっているところでごさしまして、野球場も含めて県営体育施設全て老朽化し  
ておりますので、国体終了後の計画的な整備とか改修のあり方というのを検討委員会等を  
設けて今後進めていきたいというふうに思っております。

○吉田敬子委員 岩手県から結構野球選手を輩出している中で、岩手の野球場はこんな  
かと、こんなところで逆によく育ったなとよく聞くのですけれども、実際にそういうのを  
聞くので、もし今後に向けて改修等含めるのであれば、市との協議も一緒にぜひ考えてい  
ていただきたいと思います。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた  
しました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、10分間休憩したいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 私は1点、高校の学級減の見直しについてであります。これは、きのうの  
一般質問でも取り上げられておりました。確認をいたします。見直しのきっかけは、定数  
に対して相当欠員を生じていると、そして規則に従って見直したのだというのがきっかけ  
であります。きっかけはきっかけとして、今後の見直しを含めて学級減にしたのだとい  
うお話がありましたが、来年、再来年、またその先まで花泉中学校の卒業生の人数をも  
う一度お示しをいただきたいと思います。

○木村高校改革課長 花泉高校の学級減に関する御質問について御説明したいと思います。

中学校卒業予定者数の推移というところも今御質問受けたところでございますが、ことしが121名でしたが、来年が107名ということで、14名減る形になります。それで、平成28年が126名、そして平成29年が113名、平成30年が118名、その次が124名というような形になります。

それで、今委員のほうから御質問いただきました学級減に対する考え方というところでございますが、この募集定員に対して1学級以上の欠員が生じた学校を検討対象とするというところはそのとおりでございますし、中学校卒業予定者の推移というのは今申し上げたとおりでございます。そして、前年度の入学者選抜における定員の充足状況というところを見た上で、今後の高校への入学者見込みというものを勘案して、学級減を実施するかどうかを検討するというものでございます。

そして、今後の見込みについてのお尋ねでございますけれども、過去5年間の花泉中学校の卒業者の花泉高校への進学率というところを見たところ、25.7%ということをお勘案いたしますと、花泉中学からの進学者という部分と、あと旧一関市からの進学者、これは10名程度というふうになりますが、こういうことを考えてみますと、来年度以降も1学級以上の欠員が生じるものと見込まれるということで、1学級の減を案として公表したものでございます。

○**岩淵誠委員** 来年は減りますけれども、再来年以降また数字が戻るのですよね。それから、平均の進学率という話があります。音楽の世界ですと、最高点と最低点をカットして真ん中のところで見ると、普通は。花泉中学校の進学のパセンテージを見ますと、去年だけ特別低いのです。何%ですか。

○**木村高校改革課長** 平成26年度は16.5%、5年間の平均は25.7%ということになります。

○**岩淵誠委員** 昨年極端に減っていますね。16.5%というのは、2次募集を含めた数が16.5%です。2次試験、追加募集前は12%なのです。平均とおっしゃいますから、具体を言いますと、平成23年度入学者は27%です。平成24年度が32%です。平成25年度は26%です。10%以上去年極端に下がった数字を平均に用いて、それで掛けていくというのは、これは極めて算数の基本がなっていないのではないかなというふうに思うのであります。この中には、中学校で進路指導をし、管理職を務め、もちろん校長を務めた先生方もいっぱいいると思うのです。義務教育課長にお伺いいたします。前年度から志望校の割合が10%以上下がる、あるいは半分になるというケースは、何か要因がないとこんなことにはならないと思うのです。通常のケースでこんなこと考えられますか。

○**藤岡義務教育課長** 今委員御指摘の数字の件でございますけれども、通常こういうことは考えられるかどうかということについては、非常に難しい御質問をいただいたなというふうに思っております。学校におきましては、一人一人の進路希望に沿うような形で、1年生のときから進路学習を始めて、3年生に入りますと面談等を繰り返しながら進路を決めていくという状況になりますので、子供たちの希望を最大限学校側も考えながら、どう

いった結果がどのような形になったのかなと、昨年はそういうような形になったのかなというふうに思っているところでございます。ただ、昨年の卒業生の人数が121名で、平成23年、平成22年度卒業生になりますか、これが125人ということですので、大体同じぐらいの数が数年前にあったわけなのですが、その動向を見ますと明らかに花泉高校の人数は減ってはいるのですけれども、どうやら国公立以外のところに進んだ子供たちが多くなっているようでございますので、特段何か特別な進路指導をしたとか、そういうことではなく、子供たちの希望を聞いた上でそういうような結果になったというふうに私は認識しております。

○岩淵誠委員 平成23年度は、昨年よりも4人多い125人の卒業生を出しておりますが、花泉高校に進学をしたのは36人、昨年よりも16人多くて、率にして10%程度高いのです。私は、前回の閉会中の調査でも申し上げましたとおり、昨年度については、私は不適切な進路指導があったのではないかと。これは中学校にもヒアリングをしました。否定をしておりましたけれども、これはきちんとした調査になっていないのではないかなと私は思います。それから、それ以外の町民、教育関係者は、そういう話は聞いたことがあると言っているのです。私は、やっぱり去年のはそういった部分があった。それから、学校の説明会というものもなかった。ことしは復活している。やっぱり特殊要因があった中で、これだけ下がったということだと私は思います。瞬間最大風速をもって結論を出すというのはいかがかと思えます。逆に高校側の部分から言いますと、これだけ下がって、翌年余るケースというのがあるのです。例えば花泉中学校で言いますと、これは一関二高でありますけれども、平成23年度の花泉中学校からの進学者の率は、卒業生に対して19%だったものが、平成24年度では12%に落ち込んでおります。しかしながら、平成25年度は18%に回復をし、今年度では27%まで上がっております。高校教育課長にお聞きしますけれども、学校の魅力によってこれぐらい変動するのだということがあるとするれば、花泉高校の昨年のいろんな取り組みから、ことし相当な頑張りをして、後で指摘をしますけれども、そのことによって進学率が上昇することはよくあることだと思いますが、どのような見解をお持ちですか。

○岩井高校教育課長 ただいまの高校への志願の割合、年度による割合についてでございますが、確かにそのときそのときの生徒の動向というのは変わりますので、そこは高校が魅力ある学校づくりに取り組んでおりますので、それをどれくらい生徒にアピールするかということは要因としてあると思えます。

私ごとですが、昨年久慈工業高校におりまして、久慈工業高校でも生徒確保のためにはいろいろ努力をしてまいりました。しかし、全体的な生徒の減少は、やっぱりそれも影響が大きく、久慈地域で申しますと久慈東が大きく定員割れをしました。そういうことによって、魅力ある学校づくりは野球とか頑張りましたし、学校づくりには努力してまいりましたが、久慈工業高校も思ったほどの増加は見込めませんでしたので、やはりそのときのその地区の生徒の数といったものも無視はできないかと思っております。高校は魅力ある

学校づくりに努力しておりますが、それだけで結果がすぐにあらわれるものではないと去年は身をもって痛感いたしました。

○岩渕誠委員 高校教育課長がいいお話をしました。減少するということが大きな要因だと言いましたね。花泉中学校はどうか。ことしの卒業生は107人まで確かに減ります。再来年はふえますよね。その後若干減りますが、その後すぐに回復しますよね。違いますか。だとすると、その論理を当てはめると、生徒の規模、数がそんなに減らないのだったら、そんなに率は変わらないでしょう、違いますか。

○岩井高校教育課長 生徒の動向にはさまざまな要因が絡み合っておりまして、どれがということは一概には申せませんので、生徒の状況もありますし、学校、それぞれの地区、その地区の学校の取り組み状況もありますし、それから生徒同士のいろんな思いもあると思いますので、一概にはこの年はこうなるという予測は難しいと思います。いずれ中学校側にすれば、生徒一人一人の希望に沿った進路指導を行うことであると思いますし、高校にとっては一人一人の中学生にどれだけ高校として教育を充実させることができるかということをアピールして、理解を求めて、入学を考えてもらうということになると思います。

○岩渕誠委員 前段の話はちょっと論理破綻しておりました。後半の話はそのとおりだと思います。8月下旬に花泉高校では1日体験入学というのをやっております。50人が申し込みをされました。1人は、当日都合が悪かったのか、熱でも出したのか、欠席をされたそうではありますが、花泉中学校からは26名が参加したと。藤沢中学校から10名、金成地区から2名、旧一関市内から12名という数字であります。この花泉中学校の26名という数字、これは今年度の早い段階で進学希望をとった人数から比べると、相当な数上乘せになっています。それから、これは来年1クラスになるかもしれませんよという、そういう報道が出た後の数字としては、それなりの数字と評価をしていいのではないかというふうに思っているわけではありますが、この人数について、学校定数減との絡みについてどのようにお感じになっていきますか。

○木村高校改革課長 体験入学の人数についてのお尋ねでございますが、平成26年度は50名、そのうち花泉中学校は26名というようなことでお話ありましたが、その前の年、平成25年度の体験入学の状況を見ますと54名、そして花泉中学校からは33名というふうな状況でございます。昨年体験入学をされた方の入学関係で見えていきますと、全体として30名で、花泉からは20名ということがございましたので、直ちにこの体験入学された方がイコール100%という形では、ちょっと見ることは難しいのではないかなというふうには考えております。

○岩渕誠委員 そこが問題なのです。昨年は8月下旬の一般の学校公開の後に、私が指摘をしたような問題が起きているのです。だから、これは相当下がっているのです。そういったことを私は考慮に入れるべきだと思います。学校側は、これは高校側の取り組みとして、昨年度は、これは普通高校ですから、進学希望者もいれば就職希望者もいます。とこ

ろが、進学希望者といえますけれども、そもそも大学受験をするという子供たちが昨年はいませんでした。そういったことを多分子供たちが聞いているのだと思います。ところが、今年度になって既に国公立大学に1名合格内定が出ております。さらには、在仙の4年制大学について、これは推薦入試の枠も今確保しているというふうにお聞きをしています。相当数普通高校の中でも国公立に行ける、4年制の私立大学に行けると、ことしこういうような相当なモチベーションになっています。そういった努力が相当高校の教育現場で頑張った。そういう部分は、これからプラスになる要素があるかと思えます。そしてさらに、ことしは藤沢地区から子供たちが10名体験入学に来たということで、学校側も、実は今まで来なかったのはバスの時間が悪かったのです。3時半にもう帰ってしまう。最後のバスが出てしまうということであったのですが、それに合わせたカリキュラムをつくろうかということも校長先生が考えた。さらには、地元の役場あたりでも、これ何かいい方法ないかということで、コミュニティーバスを使ってどうにかできないかという考え方も検討しているわけです。そういった中で、やはり単純に16.5%、あるいは12%という数字をとらないと、これはもっと下がりますよというのはおかしいのだと思います。そもそもやっぱり上がり下がりはあると思います。上がり下がりはあるというのは、私も理解します。しかし、ずっと平均して3割前後で保たれてきたここ何年間か、それが突然10%も下がるということ自体がやっぱり特殊要因があったと思わざるを得ないし、僕はそれはあったのだというふうに思っております。高校の相当な頑張り、それから地域のほうでも相当な頑張りこれからしようとしている中で、やはり強行すべきではないのではないか。少なくとも教育委員会においては、平均二十何%ですという数値の出し方ではなくて、個別具体的に何年度は何人で何人学校に行って、どれぐらいの進学率があったのかと、そういうことをきちんとやった上での議論にならないと、これは不公平ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○木村高校改革課長 岩渕委員から特殊要因というふうな話がありましたが、平成25年度から平成26年度というふうな部分を生徒の性別というふうな形でちょっと分析してみますと、平成25年度は135名、平成26年度は121名ということで、14名減っているのですが、男子生徒は64名で平成25年も平成26年も変わっておりません。女子生徒が71名から57名ということで、14名減っていることになっております。その内訳として、結果的に花泉高校では女子が11名減、そして一関一高の女子も5名減、前年の平成25年は12名から26年が7名ということになっております。宮城県の迫桜高校、ここも総合学科ではありますけれども、女子が5名減、平成25年度12名から平成26年度7名減というふうなことになっております。そして、一関二高の女子が5名減というふうなことで、普通科の入学者が花泉高校、一関一高合わせて25年は30名あったものが平成26年は14名ということになっておりますが、総合学科であります一関二高と迫桜高校は一定の入学者ということで、平成25年、平成26年合わせますと、ともに30名ということで変わらない傾向が見られております。そういった傾向を勘案しますと、来年度については107名というふう

なことになります。14名減ることにはなりませんけれども、その内訳でいきますと今回過去4年で見たときに男性は64ないし65人でほとんど変わらない状況で来たのですが、来年は男の方が13名減るといふことで、女性はことしとほとんど変わらないような、1名減というふうな形ではあります。こういったことから考えますと、女子生徒の総合学科人気というふうな傾向は続いていくのではないかなと見ているところでございます。

そして、花泉高校への入学者というのも平成26年度並みにはいくのではないかとこのふうには考えているところですが、男子の場合はこれまで一関工業高校、花泉高校、一関二高、そして一関一高への進学が多くなっておりましたが、ここが13名減るといふことで、比率的に比べても花泉高校への入学者がことしの入学者を超えていくのはかなり難しいのではないかなというふうには考えているところでございます。

そして、委員の御指摘もあつたとおり、高校体験入学の関係もございまして、あと9月には花泉中学校において高校説明会というふうなことで、進路選択に当たっての情報提供ということがあつたものですから、その後の状況という部分については一関市教育委員会のほうとも十分意見交換をした上で、その状況も十分教育委員会定例会のほうで説明した上で、最終的な方向について協議してまいりたいというふうには考えております。

○**岩淵誠委員** そここまで男女差を話すのであれば、これは再来年、その次の分まで全部出してください。違いますか。ことしの断片的なところだけやっただめですよ。

○**木村高校改革課長** 平成28年度以降の内訳については、ちょっと手元に持っておりませんが、そういう傾向にある部分は教育委員会議のところでもしっかり説明はしたいと思っております。

○**岩淵誠委員** その傾向は何で出てきているものかというのは、よくわかりますか。単純に総合学科でどうかという話ではないのです。総合学科の後、どこへ行っているかというのをちゃんと調べていますか。総合学科というのは、確かに福祉もやる、いろんなことをやる。でも、大学にも行きたい。そういう中で、過去の花泉高校においてはなかなか進学実績がなかったのだけれども、ここに来てできたということは、その傾向を大いに変える可能性があるものだと私は思います。

それから、迫桜高校の話がありました。迫桜高校は、制服をかえたりとか、勉学とは違う部分かもしれないけれども、そういったいろんなところに気を使いながら生徒募集というのも戦略的にやっているのです。花泉高校もこれをやろうと思ったのだけれども、1クラスになったのではどうしようかと、今そういう状況なわけです。あらゆる努力の可能性があつて、それは傾向ですから一言で言って、十把一からげにしたような議論では、これは真実の姿は見えないと思っております。どうですか。

○**木村高校改革課長** 迫桜高校のお話もありましたが、そういう学校としてまだ新しい部分、あるいはそういう制服のほうの魅力だといふふうには言われている部分もないわけではないのですが、やっぱり生徒の皆さんが通える地域にある高校をそれぞれ部活動とか、そういうさまざまな学校選択の考慮すべき事項を考えた上で決めておられるのではな

いかなというふうに思いますし、そういう状況についてはきっちり押さえた上で検討させていただければというふうに思っております。

○**岩淵誠委員** 今通える地域の中にそれぞれの魅力がある高校というお話がありました。それはそのとおりだと思います。しかし、問題は迫桜高校のお話を出されたからお話ししますけれども、迫桜高校は宮城県の高校です。そして、新年度迫桜高校には自動車学科系統が設置されると。それから、上沼高校のところには米谷工業高校、そして米山高校が合体をして、本当に県境から5キロとか、そんなところに実業系の高校をきちんと配置するのは、宮城県は。岩手県はどうかですか。僕は岩手県の学生は、別に困り込むということではないですよ、困り込むということではないけれども、そういう理論をするのであれば、もっとやっぱり岩手県の中できちんと学べる、そういった学科再編とか、コースの選択だとか、そういうことをきちっとやった上で、その上でどうだという話であればわかるのですけれども、どうしてそういう再編の話をするのに、その手前の段階で物事を決めてしまうというのは、これはおかしいと思います。僕は岩手県の教育の力って物すごく高いと思います。宮城県に負けないと思うのです。ただ、地域的なバランスとか、いろんなものを向こうは戦略的に考えてきている中で、やっぱりそういうところがおくってきた部分があるのではないかと。例えば花泉高校だって、普通科で本当によかったのかと。校長に聞くと、これは福祉の系統もやりたいのだけれども、教員の配置の問題もある、なかなかそれはできないという話をしているわけです。これは岩手県の教育長としてどう思いますか。

○**高橋教育長** 宮城県との関係につきましては、これは歴史的な不可欠な関係にあるというようなことで、両県での協定に基づきましてお互いに入りやすいような環境をつくっていくということで進めてきております。そういう中で、花泉を中心にした県境の地域というのは、いわば両県の学校が選択できる、多くの選択ができると。特に花泉の場合ですと、一関にも私立学校も含め、県立学校もさまざまな学校があるというようなことで、選択肢が多いというようなことだと思います。そういう中で、子供たちが自分の将来の進路選択でありますとか、それから部活動も含めまして仲間と話し合ったり、親と話し合ったりという中で、その方向性を決めていくというようなことだと思っております。その結果、定員割れが起きたというようなことを踏まえて、いずれこれまで取り組んできた学級減で行ってきた学校等もございますので、同じような視点で検討したと。さらに、単に当該年度に欠員が起きたということではなくて、来年度の具体的な入学者等についても丁寧にお聞きしながら、また次回開催する教育委員会定例会でもその辺の事情をぎりぎりまで実態を把握した上で、総合的な見地から教育委員会の中で議論をしたいということ。

そしてまた、それぞれの学科のあり方につきましては、現在検討委員会の中で、前回から取り組んだ総合学科校のあり方でございますとか、それぞれ学科のあり方等も含めて総合的に御検討いただいておりますので、それらを踏まえてまた対応したいというように考えております。いずれ本県の学校教育につきましては、将来の岩手を担う人材を育成する

という強い思いのもとで、その充実に向けて頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○岩淵誠委員 入りやすい環境をつくる選択肢が多いということは、そのとおりだと思います。それには、県境という境は全くないもので、それはそのとおりなのです。けれども、隣に総合学科がありますからとか、隣に工業系がありますからと、そんな話ではないと思うのです。まず、自前のところでどういう人材をつくっていくのだということは、我が県の県立高校教育としてきっちりやっていかなければならないときに、やっぱり普通科にしてそのままやって、では進学、就職、1クラスでやるとなったら、本当にそんな実績出るのですか。逆に選択肢がある中で、本当に加速度的にこれはもう統廃合の対象になるということ非常に地元は懸念をしております。やっぱり今さまざまな努力をして、まさに本格的な学科再編、高校再編の議論の中で、花泉高校として地域の人材をどう育てていくか、それは当然、学科、本当に普通高校でいいのかということも含めて今やっているわけです。そういうことをぜひ踏まえた議論をしていただきたいと思います。

これについては、一関市議会からも全会一致で意見書が出されていると思います。そういったところはどよう受けとめているのですか。その辺をきちんとしていただきたい、お答えいただきたいと思います。

○高橋教育長 一関市議会から頂戴いたしました意見書については、慎重な対応を求めるといような趣旨だというように理解いたしております。今回の学級減に当たりまして、極めて我々も残念だと思っておりますのは、これまで県内の他の学校で既に1学級校になっている学校がございます。それらについては、現状を踏まえつつ、また翌年度の動向等も見きわめて、その定員確保は難しいという中で、やむを得ずそうせざるを得なかったという具体的な事例が出ているわけがございます。

それから、花泉高校につきましては、これまでも2学級の定員を大きく割れている年数というのは、これは2年、3年ではなくて、過去ずっと続いていると。そういう中で、県下でこういうような状況があるということについては、地元市教育委員会を初め地元の人たちも大きな危機感を持っていらっしやったと思います。そういう中で、どうしても定員割れ、そして1学級以上の定員割れ、また来年度についても厳しい状況だということの中で、その状況を踏まえて教育委員会として検討せざるを得ないというようなことでございますので、ただ一方で今いただきました意見書等の動きもございしますので、それらを含めて既に各教育委員にはその情報についてはお伝えしておりますけれども、また本日委員からいただいた御意見等も踏まえまして、総合的な検討の上で判断をしてみたいというように考えております。

○岩淵誠委員 最後にしますが、いずれ教育関係者、中学校の校長にもお会いをしました。2クラスは維持していただきたい。特に他の1クラスというのと違って、花泉というのは非常に交通の便がよ過ぎるといいますか、そういう中でほかとやっぱりちょっと環境が違うのだと思います。それから、一関のケースでいうと、やっぱり私立学校が今後どうなる

かという観点も見なければいけないし、いろんな中で受け皿も必要だということを考えれば、そう簡単に今結論を下してしまっていていいのだろうか。努力もしている、せっかく成果も上がってきている中のお話ですので、小規模校のあり方というのはまさに今議論になっているわけですから、その辺をもう少し、もうちょっとだけ長い目で見ていただいても、それは僕は県教育委員会の判断としてはあってしかるべきではないかなというふうに思います。いずれ大変危惧をする声大きい、このまま強行されますと、今特に学校現場の子供たちや先生方が一生懸命になってやって実績を残しつつある中での判断ですから、そこに水を差すことのないように、ぜひ県教育委員会としての英断をいただければというふうに思います。答弁は求めません。

○小西和子委員 最初に、学習定着度状況調査についてお伺いいたします。まず、この概要についてお伺いしたいということと、あと現場の対策として県教育委員会は事前対策の実態というのをどのくらい把握しているのでしょうか、それが2点目。

それから、結果を受けて県教育委員会として、教育施策として教職員頑張れということと子供頑張れという以外に何を行ってきたのか、まずそのあたりをお伺いしたいと思います。

○藤岡義務教育課長 ただいま県で行っております学習定着度状況調査の概要、それから事前対策の実態、そして教育施策についての御質問を頂戴いたしました。

まず最初に概要でございますが、本年度の学習定着度状況調査は、10月の頭に小学校5年生の国語、算数、理科、社会、それから中学校1年生の国語、数学、2年生の国語、社会、数学、理科、英語で実施をしたところでございます。昨年までは、小学校4年生を実施しておりましたが、今年度から見直しを図りまして基軸をしっかりとした調査にしていきたいということで、小学校では第5学年の4教科、それから中学校は基軸を2年生に置くということで、2年生の5教科、これまで同様に1年生の国語と数学について今年度行ったと。ただ、次年度におきましては、中学校1年生の実施については別の見方をしていくということで進めているところでございます。

調査の目的につきましては、児童生徒の学習における定着状況をしっかりと把握するということが、その結果に基づきましてどういう課題があるのかということとを学校現場としてしっかりと捉える、それから市町村教育委員会、県教育委員会としても押さえないということが1点でございます。

もう一点は、教師自身の授業改善を図る手だてとして使っていきたいというようなことで、大きく分けて二つの側面を持ちながら県として実施しているところでございます。

二つ目の御質問の事前対策ということについてでございますけれども、先ほどの調査の趣旨を踏まえておりますので、調査の成績を上げるということのみを目的とした過去の問題を繰り返し指導するというような事前対策と言われるようなものについては、本調査の趣旨から大きく外れると。さらに、指導改善にもつながらないというふうに考えておりますので、もしそういう取り組みがあれば望ましい取り組みではないというふうに認識しております。ただ、これまでの調査課題で指摘されている学習内容につきまして、調査問題

を教材としながら授業の中で取り組んでいくとか、定着を図らなければいけない内容について調査問題をうまく使いながら授業を進めるというようなことにつきましては、学力向上に取り組んでいる学校の一つの工夫ということもあろうかと捉えているところです。

いずれにしましても、県としましては事前の取り組みについては実態の把握をしていないところではございますけれども、毎年度校長会議等を通じて調査の趣旨の徹底を図るということをしておりますので、事前の対策ではなくて、調査後の結果を受けて課題をしっかりと補完していただきたいと。それから、子供たちに確かな学力を保障することをぜひお願いしたいと。さらには、調査をもとに教師自身が自分自身の指導を振り返って、子供たちのためによりよい授業をつくっていくよう改善をするために調査を活用してほしいということをお願いしているところでございます。

最後の結果を受けての教育施策についてでございますけれども、教師頑張れ、子供たち頑張れという以外にどうかというお話もあったわけなのですが、まず本年度は特にも調査問題と日常の授業の関係がわかるようなリーフレットを作成いたしまして、昨年からは実は似たようなリーフレットはつくっているのですが、そういうリーフレットをもとにしながら、より具体的に授業レベルで何に取り組んでいけばいいのかというようなことの参考資料を配付しているところでございます。また、教員の授業力を直接上げるということについては、調査結果に基づいて視点を当てた授業力ブラッシュアップ事業ということもやっておりますし、学校訪問を担当指導主事が行うというようなこと等をしながら、教員の授業力向上に向けた研修を進めていくというような形で学力向上対策の推進に努めてきているところでございます。

○小西和子委員 事前対策ですけれども、校長が一生懸命なのですよ。校長の鶴の一声で、例えば朝読書を朝学習にかえるとか、業間運動を業間学習にかえるとか、数年前などは子供たちの遊び時間を奪ってプリントをやらせた校長もいました。そういうことの実態もつかんでいただきたいなと思います。

それから、結果を受けてということのお話がありましたけれども、教育指導指針のまなびフェストの項目の中に、数値を上げる、目標数値というような文言がございました。それを何か取り違えて、とにかくこの点数を上げなければならないというように現場のほうで誤って受けとめているというようなことも見られるということも聞いております。私は、本当に教師というのは子供と向き合って、放課後なんかもちょっと一緒に勉強しようかとかと言って、そうやって向き合いたいのです。ところが、その時間がとれないというのが実態だということは、もうおわかりだと思いますけれども、子供と向き合う時間を確保するための対策といたしまして、まず時間外労働の実態、OECDの調査で最悪だというふうに言われたりしているわけですが、まず実態について。

それから、労働安全衛生体制の確立はどうかということと、あとはたしか提言というのが数年前に出されたはずですが、その検証というのを県教育委員会ではやっているかどうか。

あとは、数年前までは教材費の措置率というのが公表されて、岩手県は最悪だった年がありましたよね。御存じだと思いますが。ばつと全県が出されて、岩手県が最下位というのがありましたけれども。地方交付税というのは、基準財政需要額を積み上げてなるわけだと思うのですけれども、やっぱり教材費の措置率というのは個々の市町村に調査をかけると答えてくれるのです。ですから、県教育委員会でそういうのも調査をして、首長の判断で教育環境に格差が出ることを防いでいただきたいと思います。どことは言いませんが、盛岡はとても大変です。学校の屋根がみんな茶色になったりしていますので。とにかくそういうことを県教育委員会としてこうあるべきではないかということ発信してもらいたいと思います。

○**金田参事兼教職員課総括課長** まず、多忙化ということで、超過勤務というか、時間外労働という実態にあるかということでございます。小西委員お聞きの小中義務教育学校でございますが、義務教育学校については、服務関係が市町村教育委員会ということでやられているために、なかなか私どものほうで実態をつかむのがちょっと難しい状況でございます。いずれ県としての取り組みとしまして、県立学校ではまず、超過勤務をつけさせて実態を十分把握するという取り組みもこれまでやってきておりまして、それで実態把握ができております。それを市町村にもやってほしいということで、今年度も会議の場をお願いをして、まずその把握をまずやっていきたいなというところでございます。

それから、かつて平成21年度の取り組みについて、検証はということですが、具体的な細かい検証はまだ行っておりません。いずれ現場の声をできるだけ聞きたいということで、今年度も学校訪問とかという場を使って、なるべく現場の先生、校長先生だけではなくて、教員の先生方の声を把握するというように努めまして、ある程度その実態の把握と検証に努めてまいりたいというふうに思っております。いずれ簡単に解決する課題ではないものですから、これまでの取り組み、さらに先ほど申し上げた実態把握に努めて、何らかの工夫がこれからできないかどうか、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○**宮澤学校施設課長** 市町村におきます備品購入費等の教育予算の予算措置の状況の調査でございますけれども、これは平成18年度に文部科学省が実施したのが最後でございます。本県は24.5%であったというふうに認識してございます。その後、三位一体改革等もございましたし、また全国的にも若干調査に反対意見も寄せられたというふうに聞き及んでいることございまして、その後は実際に現在に至っている状況でございます。

教育予算における市町村の関係でございますが、地方制度上、県と同等の機能を有する地方公共団体というふうなことでございまして、その再編成も市町村の権限というふうなことでございます点から、県教育委員会として現時点で調査することはいささかハードルが高いというふうにも考えてございまして、予定はしてございません。ただ、その用途につきましては、市町村の裁量によるものではございますが、よりよい教育の実現のためには必要とされる備品の整備を行うことは、学習環境の充実を図るためには極めて重要であると認識しているところでございます。そういったことから、県教育委員会といたしま

しては、市町村教育委員会に対しまして予算の確保に努めていただきますよう従来からさまざまな機会を捉えて要請をしておりますけれども、今後とも市町村教育委員会ともよく相談しながらその実現に努めてまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** ちなみに、平成 24 年度の盛岡市の措置率は 38.2%ということでございまして、大変低いです。

次に、部活動とかスポーツ少年団の活動のあり方についてですけれども、まとめてお伺いしますけれども、まず現状と課題についてです。

それから、小学生の夜間の活動というのがあるのです。最近聞いて驚きました。一度夕食をとってから、その会場に行って活動をするということもあるようですけれども、その実態を把握しているかと思えますけれども、それについての見解もあわせて。それから課題解決に向けた取り組みについてもお伺いします。まとめてお願いいたします。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 運動部活動、スポーツ少年団のあり方についてでございますが、現状と課題についてでございますけれども、運動部活動、スポーツ少年団については、スポーツを通じた人間形成、それから児童生徒の健全育成を図ることをその目的として今実施しているところでございます。部活動は、学校教育活動の一環として位置づけておりまして、平成 26 年度本県中学校における運動部加入率は 81.4%ということで、非常に高い傾向にございます。スポーツ少年団においては、県内で小学生約 1 万 7,000 人が加入しておりまして、定期的に活動しているところでございます。課題としては、児童生徒の発達段階に応じた適切な休養日や活動時間などについて、学校指導者、保護者間の共通理解が必要であるというふうに考えております。

先ほど小西委員から御指摘の小学校の夜間活動についての見解でございますけれども、現在学校開放等の小学校等を使って夜間に実際活動している状況がございます。家庭での学習時間の確保、それから翌日の登校に影響を与えるような、そういう行き過ぎた活動については、望ましい活動に向けて是正していきたいというふうに考えております。

課題解決に向けた取り組みでございますけれども、県教育委員会といたしましては、平成 23 年 4 月に児童生徒のよりよいスポーツ活動についてということで、関係機関に通知して適切な休養日や活動時間、それから外部指導者やスポーツ少年団の活動等の指導者との情報交換の場の設定ということについて周知を図ったところであります。また、現在部活動指導者研修会、それからスポーツ少年団本部のスポーツリーダー研修会を開催して、望ましい活動のあり方を指導してきたところでございます。現在のところは、各教育事務所等からスポーツ少年団、それから部活動について何かこの取り組みについて苦情等があるかという調査をいたしましたけれども、現在は上がってきていない状況にございますけれども、今後も調査をしながら学校とスポーツ少年団の連携を一層促しながら、保護者を交えた共通認識のもとにルール化なども考えながら、関係者間の協力連携について周知していきたいというふうに考えてございます。

○**小西和子委員** 中学生ですと、土日の練習試合等の影響が月曜日に出て、保健室で寝て

いるとか、そういうことも聞きますし、あと小学生なども余りに小学生のときに熱を入れて活動をすると、もうたくさんだと、中学校に行ったらば文化部に入るとかというのがありますよね。八木総括課長はよく御存じだと思いますけれども。そういうふうにならないように、二戸小中学生スポーツ活動指針というのが手元にございますけれども、平日の活動終了時刻は小学生の場合は6時半をめぐりとするとか、中学生は7時半をめぐりとするとかというようなことを打ち出している市町村もあるようです。とにかく行き過ぎのないようにということで、ぜひ県教育委員会のほうでも指導していただければと思います。

その次に、スクールソーシャルワーカー派遣事業についてお伺いしたいと思います。この事業の概要と、県内の配置についての実態、何かいろいろ課題があるというふう聞いております。それから、改善のための取り組みについてもあわせてお伺いしたいと思います。

**○大林生徒指導課長** スクールソーシャルワーカーの事業にかかわりまして、まず事業の概要になりますけれども、家族関係や経済状況等、問題を抱えた児童生徒に対しまして、その置かれている環境に働きかけたり、福祉等の関係機関と連携しながら問題の解決を図ることを目的にスクールソーシャルワーカーを配置しているものでございまして、沿岸被災地はもちろんのこと、県下全体でそのニーズが高まっているというような状況になります。県内の配置にかかわりましては、実はこれは課題とのかかわりもございますので、最初に課題を申し上げますけれども、課題については有資格者、これは具体的に言いますと社会福祉士とか精神保健福祉士の人材確保と、あとは全員が有資格者というわけにもいきませんので、いわゆる準ずる方の資質向上というふうなものが課題としてありまして、県内の配置につきましては、今年度県内の6教育事務所に計12名配置しております。具体的に申しますと、盛岡が3、中部が3、県南が2、沿岸部にもあります。沿岸南部が2、宮古1、県北1というふうになっております。実は昨年度までは、人材確保の関係等もございまして、宮古と県北にこのスクールソーシャルワーカーの配置ができなかったと。それを今年度は各沿岸部の3教育事務所に1人ずつ増員をしたということになっておりました。改善のための取り組みになりますけれども、まず昨年度までは有資格者も資格がない方も同じ報酬だったわけですけれども、今年度からは有資格者の報酬をアップしたと。具体的に申しますと、準ずる方については1時間1,030円という時給なのですけれども、有資格者については2,850円というところをやりましたし、あとは勤務時間も昨年度までは年間で280時間ということだったのですが、ことしから420時間ということで、勤務時間もふやしながらということをやっておりましたし、あとは資質向上にかかわりましては、特にさまざまなケースを抱えておりますので、有資格者も、もしくは準ずる方もそのケースを検討しながらの研修会を全員参加のもとに年4回開催してございまして、それにはいわゆるスーパーバイザーを3人お願いしておりますけれども、そのスーパーバイザーの方々の助言をいただきながら研修を重ねて資質向上を図っているというようなことになっております。

○小西和子委員 本当にこのような皆さんのお力をかりなければならない子供たちがふえてきておりまして、県教育委員会にはそれに明るい方もいらっしゃるでしょうけれども、市町村になりますと担当が変わるのだそうです。そして、全く畑違いだという方も中にはいらっしゃる。大変苦勞されているということですから、今、年4回と言いましたけれども、まず研修を密に行うことが大事ではないかと思ひますし、学校にもぜひ福祉の専門家を置いてほしいというふうに、実はスクールソーシャルワーカーの方とお話をしたのですけれども、そういうふうにおっしゃってありました。教育委員会に1人は配置してほしいなというお話もありましたし、報酬が2,850円になったこともあり、常勤というのがとても大変だという、そういう財政面の御苦勞もあるかと思うので、ワンポイントで声をかけてもらえれば対応しますよというような話もありましたので、ぜひスクールソーシャルワーカーの関係の方、社会福祉士会というのがありますけれども、その方々とお話し合いをしていただきたいと思ひます。要保護児童対策地域協議会というのがあるけれども、年に1回とか何回ということですが、いろいろな方とネットワークをつくって、子供たちのために働きたいのだというお話でしたので、ぜひいい方向に向けて取り組みをお願いしたいと思ひます。

それでは、県立高校のあり方に関する懇談会の意見の総括についてということをお伺いしたいのですが、この個別懇談会が終了しました。出された意見を大きく分けて、個々にはお伺いしませんけれども、大きく分けてどんな意見が出されたのかと。それから、小規模校に対する配慮については新聞でも報道されておりましたけれども、そのことについて。今後の検討委員会のスケジュールについて、前にもお伺いしましたが、確認をさせていただきたいと思ひます。

○木村高校改革課長 まず、ブロック別懇談会で出された意見についてでございますが、8月6日から9月4日まで県内9カ所でブロック別懇談会を開催しておりまして、各市町村の首長とか教育長、産業関係者、PTA関係者等157名の方からさまざまな意見をいただいたところでございます。主な意見、提言等をまとめますと、大きく4点でございますが、第1点といたしまして小規模校への配慮から小規模校も一定の基準で統廃合せず、地域の状況を踏まえて存続も視野に検討すべきと。第2に、地域産業等のかかわりから、少子化の中でも生徒に選択されるような各校の特色を打ち出すため、高校と地域との連携を積極的に進めていくべきという意見。第3に、通学の支援に関しまして、遠距離での通学を余儀なくされている生徒も多く、通学に対する経済的な支援を実施してほしい。第4に、1学級の定員に関して、学級定員は県内一律の基準ではなく、地域の実情に合わせ検討していくべきであり、地域によっては35人学級等の設置についても検討が必要である。あわせて、学級定員の見直しを国に働きかけてほしいなど、さまざまな意見が寄せられたところでございます。

次に、小規模校に対する配慮についての御質問でございます。ブロック別懇談会でも小規模校の存続についての発言が多かったところでございます。高等学校は、一定の規模が

必要ではございますが、地域における高等学校の存在は非常に大きなものがあり、前計画策定時から高等学校の統合が進んだ現状を踏まえつつ、小規模校のあり方については教育の機会の保障の観点からの検討も必要であるという認識のもと、現在県立高等学校教育の在り方検討委員会でさらに御議論を深めていただいているところでございます。県教育委員会といたしましては、検討委員会からの答申を受け、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の検討委員会のスケジュールについてでございますが、検討委員会は全5回程度、12月をめどに検討を進めているところでございます。10月28日に予定しております次回の第4回検討委員会では、ブロック別懇談会の意見を踏まえた検討委員会の意見の方向性案につきまして再協議を行うとともに、新たなタイプの学校等の検証など提言に向けた全般の協議を行う予定としております。この第4回の検討委員会でおおむねの意見集約ができましたら、12月中旬に予定しております第5回の検討委員会でこれまでの議論を取りまとめ、検討委員会の答申案についての協議を行う予定としております。

○**小西和子委員** では最後に、先ほど岩渕委員からもお話がありましたけれども、花泉高校の学級減のことについてですけれども、管理運営に関する規則に照らしてということのお話が教育委員長の答弁にもありましたけれども、葛巻高校はそれに当たっていないのですよね、欠員が42でも。なぜ花泉高校だけがということですか。もう一度お伺いしたいと思います。いつ再編計画が策定されるかわからないこの状態で、これからの学級数で調整されると浄法寺高校のようになって、1学級だともうなくなるのではというふうに不安の声が地元にあると思うのです。花泉高校だけではなく、そのほか準ずる高校がありますよね。入学者がふえる可能性も大いにあると思います。特に減っているわけではないのですか。学年ごとの子供の数、先ほどお伺いしました。2学級を維持すべきと考えます。前回教育長は地域と十分意見交換をしていきたいというふうに答弁していらっしゃるのです。この間、どのような意見交換をされたのかということをお伺いして、終わりにします。

○**高橋教育長** 花泉高校の今回の学級減に至る経緯等については、これまで常任委員会、それから一般質問の場でもその基本的な考え方を述べさせていただきつつ、教育委員会議においてさまざまな御意見等を頂戴いたしておりますので、それらを踏まえて総合的な見地から御検討をお願いして、最終的な方向性を検討したいというようなことでございます。これまで一関市教育委員会からその状況等を直接お聞きいたしておりますし、それから学校を通じ中学校の動向等についてもお聞きしてきたところでございます。いずれ我々に対しまして関係団体からも直接要望書等の提出を頂戴してございまして、それらも含めまして次回の教育委員会においてこれまでのことを踏まえながら、さまざまな見地から御検討をお願いしたいというように考えています。

○**斉藤信委員** 花泉高校の学級減の問題について、これは10月の教育委員会議で決められるということですので、私からもお聞きしたい。私も高田一郎議員と一緒に花泉高校と花泉中学校の校長先生に会ってきました。詳しく聞いてきました。ことしの入学者の減少

は想定外だったというふうに高校の校長先生は言うておりましたし、花泉中学校の校長先生は、ことしだけの学級減で1学級にするのはいかなものかと。二、三年ぐらいやっぱり余裕を持ってやってほしいと。これが中学校の校長先生のお話でありました。高田議員も改革の努力、そしてきょう岩渕委員も高校の努力のお話をされておりました。私も聞いてきました。やっぱり進学にも就職にも対応できる、そういう地元の生徒の期待に応えたいということでやってきて、紹介があったように、ことしは4年制大学の希望者もあって、進学の実績をつくりたいということで大変頑張っていると。校長先生は、一人一人の教員と面接をして、この花泉高校をどうすればいいかという、こういう努力をしているのです。そして、その中にはやっぱり花泉高校のイメージも変えなくてはならないというので、制服も斬新なものにかえようとした、そのやさきに学級減が出て、今制服をかえようということが頓挫していると。私は、こういう学校、高校を改革して、地元の子供たちの期待に応えたいという、何よりも努力と改革の芽を摘んではならないと思うのです。そういう点で、絶対的に生徒が少なく、1学級しか維持できないというところではないので、花泉高校は、やっぱり努力次第では十分2学級規模で成り立つ高校なので、逆にそういう高校が1学級になると進路選択からさらに外れるのです。だから、本当に花泉に高校がなくなっていいのかというのが、やっぱり問題なのです。2学級から1学級にするという単純な話ではない。逆に改革の努力をされているときですから、そういう改革の努力というのを、教育長、どういうふうに見ているかお聞きしたい。

○高橋教育長 県内の学校規模につきましては、県立高校ですと最大7学級から最小では1学級までございます。そういう中で、望ましい学校規模とすれば、子供たちのクラブ活動でございませうとか、それから教師の配置等を含めまして、やはり大きい学校のほうがより弾力的に学年全体を通じて支えるというような体制、望ましい姿としてはそういうことかなというように思います。

一方で、小規模校には小規模校の地域の子供たちを育むと、また他の地域へ通学できないというような経済的な事情等もございませうし、地域で学びたいという要請もあろうかと思ひます。そういう中で、小さな学校を維持できる限りは、そしてまたそういう中で入ってくる子供たちには責任を持って子供の進路選択を保障するというようなことで、学校を挙げて力を尽くしていくということは、これは極めて大事だということに思ひます。

それで、小規模校、現在1学級校は住田高校がございませう。そういう学校についても、子供たちの進路選択には適切に対応できるようにというようにしてやっておられます。また、校長を初め教員たちもこれは責任を持って対応していくというような基本的な考えでございませう。いずれそれぞれの学校にはそれぞれの課題がございませうけれども、我々もよく学校と話し合いながら、適切に対応していかなければだめだということに思ひます。

○齊藤信委員 それで、私は前の委員会でもこういう急減というのには何かの理由があるはずだと。私これを聞いてやっぱり驚いたのだけれども、こういうことがあったそうです。花泉中学校の野球部で、花泉高校は平成27年度募集停止になるといううわさが広がって

たと。これは何の根拠もないと思います。しかし、そういううわさがあって、花泉中学校の野球部というのはそれなりの強豪校で、やっぱりまとまって進学するのです。それは、もう中学校、野球部だけではなくて広がっていたというので、校長先生がこのことを話していました。後でいろいろ聞いたら、そういうことがあったと。今度の学級減というのは、それに輪をかけるような話で、やっぱりそういうことがあったのだなど。ただ、その背景には、教育振興会が花泉高校で平成24年度解散したということがあるようだけれども、その因果関係はわかりませんよ。しかし、そういうことがやっぱりうわさとして流れたと、根も葉もないことだと思うのだけれども、そういうこともよく見て、それに抗して学校はいろんな改革の努力をしているし、花泉中学校の校長先生もことしから赴任された校長先生で、私は中高の連携が悪いのではないかと思ったら、ことしの校長先生は決してそうではなくて、高校の学校公開やったり、花泉高校の体験入学も。そういう、だから花泉中学校の校長先生もやっぱり地元の高校として大変心配していると、期待していると。地元の高校として、きちんと維持されることを期待していると。だから、そういうことで確かにことしは急減をしたと。そのあおりを今受けているのです。ただ、来年の春の花泉高校への希望者は春の段階では少なかったかもしれないけれども、体験入学では26人行っていて、私はその改革の努力が伝わるなら、これはやっぱり進学希望は秋には変わると。しかし、ここで学級減なんてなったら、変わるどころか減る一方なのです。だから、私は最初に改革の努力の芽を摘んではならないと言ったけれども、やっぱりそういう状況をよく把握をして、本当に地元の高校を大切にしたい判断をすべきではないのかと。教育長にお聞きします。

○高橋教育長 やはりこれまで花泉高校で、先ほども答弁させていただきましたけれども、大きく定員を割っている状況にあるということで、地元でさまざまな危機感を持っていたということはそのとおりだと思います。そういう中で、今年度の入学者がこのような状況になったということは、これは極めて残念なことでございますし、それからこれまで地域と、それから学校でもさまざまな改革に努力をしてきたというのはそのとおりだと思っております。いずれこれは繰り返しになりますけれども、やはり学級減というのは、これは地域にとって大きな変革だというように思っておりますけれども、教育委員会の中でさまざまな御意見を頂戴いたしておりますので、それらも含めて教育委員会のほうでまた検討させていただきたいというように思っております。

○斉藤信委員 私は、花泉高校の問題でもう一つ強調したいのは、今県立高等学校教育の在り方検討委員会で岩手県の高校のあり方を検討しているわけです。私は、これセットなのだと思うのです。花泉高校はもう学級減してしまっていてではなくて、その検討の中で花泉高校についても対応すべきではないかと。東日本大震災津波の教訓というのが検討委員会でも一つの論点になっています。私は、この最大の教訓は何かといたら、地域と結びついて、地域に支えられて、地域に貢献する高校なのだと思います。これは被災地だけではない。内陸のそういうところも、やっぱり地域と結びついた高校をどう守るか、どう発展

させるのか。そういう点でいくと、花泉高校というのは条件のあるところなのです。進学  
の選択肢もあるけれども、地元の高校として、やっぱり成り立つ、発展する条件、可能性  
を持った高校ですから、私はそういう東日本大震災津波からの教訓を踏まえ、そして今そ  
れ自身が最大の議論のテーマになっている県立高校の全体のあり方の中でこの問題も議論  
していく、方向性を出していくということが大事だと思いますけれども、いかがですか。

○高橋教育長 基本的な考え方ですけれども、前回の平成 21 年度までの高校再編整備計  
画、それに基づいた計画は平成 21 年度で終了いたしまして、具体的な今後の方向性につい  
て平成 22 年度ですか、基本的方向を見直した上で新しい再編計画をつくるというようなこ  
とで基本的なプロセスを考えていたという中で大震災が来たということでございます。そ  
ういう中で、再編計画の策定を一時凍結したということは御案内のとおりでございます、  
その間にも少子化がどんどん進んできているという中で、やはり教育行政に責任を持つ県  
教育委員会といたしまして、経営資源の有効な活用というような視点も必要だということ  
で、必要な学級数の調整にこれまで取り組んできております。学級減にするところは、ど  
こもこれは厳しいというような受けとめ方をさせていただいて、これまでも地域ともさまざ  
ま議論いたしましたけれども、そういう中でこれはやむを得ないということで、最終的に  
御理解をいただいたものと承知いたしております。

今回の花泉高校につきましては、前回の委員会の中で岩淵委員からの御質問に対して、  
学校の廃止というものに直結するものではないというようなことをお答えさせていただ  
いたところでございますけれども、いずれ地域とのかかわりを深めて、より子供たちに入っ  
ていただくというような努力を期待したいと思いますし、また最終的な結論は次回の委員  
会で決定いたしますけれども、どちらになるにしても、いずれ状況が変わって、さらに花  
泉高校に希望する生徒たちが仮にふえてくるというようなことであれば、またこれも固定  
的な決定をしたということではなく、また弾力的に対応するということが我々は検討しな  
ければならないかなというふうに思っております。

○斉藤信委員 花泉高校は、県議会の全体の議論、商工文教委員会でこれだけ議論を 2 回  
にわたってされるというのも例のないことで、ぜひそういう議論も今月の教育委員会には  
しっかり、中途半端なことでなく、記録を含めてやっていただきたい。

次に、私は県立高校の再編問題、この問題についてお聞きをしたいと思っております。この間、  
各ブロックごとの懇談会が開催をされて、第 3 回の検討委員会に詳しい資料も出されまし  
た。よくまとめたというふうには思いますが、私ちょっと聞きたいのは議事録そのものは  
あるのかと。論点ごとにまとめているのだけれども、1 人の発言がどういうものなのかわ  
からないのです。議事録はあるのかということをお聞きしたい。

○木村高校改革課長 ブロック別懇談会の関係については、今ホームページのほうに公開  
させていただいております。各ブロック、9 ブロックのあったものを。

○斉藤信委員 議事録そのものをね。

○木村高校改革課長 はい、そうです。

○**斉藤信委員** 私は、第3回検討委員会を傍聴したけれども、そのときには整理されたものしか出ていないので、議事録そのものはちゃんと出されていると、そういうことですね。わかりました。

それで、私はあれの進め方について少し疑問を持ちました。そもそも主催がどこなのか。検討委員会なのか、県教育委員会の事務局なのか。わかりませんよ、あの進め方は。

そして、もう一つ、第3回検討委員会でも意見が出たけれども、やっぱり進め方の冒頭に、これは盛岡の場合でしたけれども、地域の高校存続の話ではなく、高校のあり方について建設的な意見を出してほしいと。私はこんな進め方はないのだと思うのです。自由な議論をするときに、そして地域の高校を残すということが大事なテーマになっているときに、こういう進め方というのはないし、実は第3回検討委員会でもそういう進め方で発言しづらかったという意見がありました。私は、やっぱりこれは上から目線というか、本当に皆さんの意見を忌憚なくきっちり聞くというようなスタンスではなかったのではないかと、いうふうに思いますが、いかがですか。

○**木村高校改革課長** ブロック別懇談会の進行の関係についてのお尋ねでございます。今回見直しを行っている今後の高校教育の基本的方向の部分でございますが、これは今後の高校のあり方に関するグランドデザインについて検討しているということで、個別の高校の再編については基本的方向の改定案を策定後に協議することから、このような進行として、個々の高校の存続についての要望などは避けていただき、今後のあり方など建設的な御意見をいただきますようあらかじめお願いいたしますというふうな形で進行させていただいております。それで、8月27日の盛岡でのブロック別懇談会の後に委員からの御指摘もありましたので、事務局として再検討いたしまして、この後に開催されました9月3日の二戸、そして9月4日の釜石、遠野でございますが、そこからは見直しして、この部分は削除しております。会議のほうは、原則公開、議事録も公開することを説明して、要望も含めて提言いただいておりますので、二戸の会場では冒頭で二戸市長から要望があったところでございます。

○**斉藤信委員** どこが主催していたのか。

○**木村高校改革課長** 主催としては、御案内のほうは今検討しているのは県立高等学校教育の在り方検討委員会の主催ではありますけれども、私どもが事務局ということで事務をとらせていただいているので、ああいう形になってしまいましたが、本来であれば委員のほうが進捗するなりということはあるかと思いますが、ちょっと委員の都合等もありまして、1会場しか回れないということもありますので、こちらのほうでかわりに進行等をさせていただいたという事情がございます。

○**斉藤信委員** こういう懇談会は今後も開かれると思うので、やっぱり検討委員会の主催であれば、検討委員会から盛岡の場合は2名出ているのです。恐らく各会場も複数は出ているのだと思います。最後の感想的意見を述べて終わりなのです。やっぱり主催者挨拶をちゃんとして、進行は事務局やってもいいですよ。検討委員会として皆さんの意見もお聞

きしたいという、そういうスタンスが必要だった。だから、極めてあの進め方というのは不明確だったと思います。そして、冒頭のやり方も私ら議会人から見たら許されない、ああいう議論の進め方は。議会人から見て、民主的な運営にならない、一定の発言を制限するような進め方というのは。私は次長に言ったのです。こんな進め方だめですよと、ちゃんと是正しなさいとその場で言いました。残念ながらその場では訂正されなかった。これは、民主主義的感覚の問題なのです。みんなから意見を聞くときに、こういう意見はやめて議論してくださいなんて。だから、僕は上から目線だと言うのです。そういう進め方は絶対にしてはだめ、これからは。本当に皆さんの意見を聞いて、どういうふうに反映させるかという。学校の先生というのは、一人一人はみんないい人ですが、教える立場なのです。そういう感覚がすごく強いのです。やはり私はそういうことではないと思うので、これは苦言としてちゃんと受けとめて、今後もさまざまなこういう議論あるでしょう。

それで、中身に入ります。今たくさんの論点で検討委員会やられていますが、やっぱり不十分だと思うのは、特に第3回は論点ごとに前の基本方針に何を付け加えるかという、こういう実務的な議論になってきたのです。東日本大震災からの教訓というのがあるのだけれども、被災の状況を触れるだけではだめなのだと思うのです。やはりあの教訓を踏まえて、高校はどうあるべきか。あの教訓を踏まえて、どういう高校をこれからつくっていかなくてはならぬのかという、やはりそういう議論がまだ不足しているのではないか。だから、前回の方針に何を足すか、足さないかという議論ではなくて、やっぱり戦後最大の大災害を受けて、私は前の委員会でもお話ししましたが、教職員や生徒がすばらしい役割を果たしたのです。それはみんな評価しているのです。だから、ある意味でいくと教育の成果は出たと言ってもいいのです。それを今後の教育に生かすという、そこを深めていただきたい。私はさっき一言で言えば地域と結びつき、地域に支えられ、地域に貢献する高校だと言ったけれども、それはいろんな見方があると思うので、ぜひそこをやっぱり深めて、みんなの確信にすることが必要なのではないかと。

二つ目に、前の方針から大きな激変は何かというと、高校授業料の無償化なのです。高校生を社会で支えるという状況の劇的な変化が生まれたのです。率直に言うと、準義務教育化に近いのです、これは。高校教育の無償化というのは、社会全体で支える。一部自民党によって削減されたけれども、基本の考え方は変わらない。それはどういうことを意味するかというと、やはり高校に入って当たり前と。全ての希望者が高校に入られる、進学できる、こういう状況をどうつくるか。

もう一つは、今でも300人が中途退学しています。義務教育ではないのです、中途退学というのは。そして、この中途退学した人たちはみんなワーキングプアなのです。なかなか大変なのです。だから、高校教育でそういう脱落する子供、ワーキングプアになる子供をつくらないというのも私は今社会で高校生を支えるという点で大事な点で、そういう点でも高校のあり方、だから適格者主義だけではだめなのです。高校が必要としない子供はやめさせると。実は、高校というのはそうなのです。実際にそうやって中退、退学が出て

いるのです。そのことも今根本的にやっぱり見直される必要があるのではないかと。希望する人たちが入学でき、そして本当に全てを成長させて卒業させていくというような高校のあり方というのは、残念ながらこれはテーマにも、論点にもなっていないので、この間のこれは大きな劇的変化ですから、そういうことも私は議論を深めていくべきではないかとおもいますが、いかがですか、教育長。

○高橋元委員長 質問は少し簡潔にお願いいたします。

○高橋教育長 非常に難しい御質問だと、今お聞きいたしました。それで、検討委員会の役割というか、教育委員会との関係でございますけれども、これは広く第三者的な立場から、また専門的な立場から客観的な御検討をお願いしたいということで、今回検討委員会を立ち上げさせていただきました。そして、我々はその検討委員会の自由闊達な議論を事務的にサポートするというようなことで、教育委員会の職員が事務的な仕事をさせていただいているということでございまして、これからもそのたたき台はたたき台としてさまざまそれ以外の話もこれまでも議論が出ておりますので、そういう中で一定の方向を我々がこれを議論しろとかというような、いわば委員がおっしゃいました上から目線みたいなかわりは、これは持つべきではないというように思っております、今後とも委員の方々の自由闊達な御議論をいただけるような環境をつくっていきたいというように思っております。

それからあと、高校の役割ですけれども、これはこれまで授業料無償化、それから現在就学支援という形になっておりますけれども、これはいわば大きく言って全入時代を迎えたという中で、高校のあり方というのを考えていかなければだめだというのはおっしゃるとおりだと思っております。ただ一方で、これは義務教育ではないという根本的な仕組みは変わっておりませんので、そういう高校教育の仕組みの中で我々は適切に対応する必要があるだろうというように思っております。それぞれの学校では、入ってきた子供たちをより育てて卒業させたいという思いで、これは取り組んでいるということでございまして、ただ中にはさまざまな子供たちがいろいろな問題——いじめ問題もそうですし——が発生いたしております。やはりそこは毅然とした態度で臨むというの、懲戒的な考え方に立つということも、これもまた必要だと思っておりますので、その辺のバランスをとりながら適切な学校運営に努めていくべきだろうなというように思っております。

○斉藤信委員 これでも最後にしますけれども、高校再編の問題で、特別に支援が必要な高校生の問題もかなり議論をされて、私は注目をしているのです。あわせて、やっぱり特別支援学校の高等部というの、これは高校再編の一翼ですから、これを別にしないで、特別に必要な生徒への支援と、やっぱり特別学校の高等部どうするのだというのは一体で議論すべきではないのかというふうに思います。

そして、今生徒が確かに大幅に減少しているのです。この間の経過を見ると、60年代から70年代にかけて子供たちがふえていったと。それにどう対応したかという、高校多様化政策なのです。専門高校をどんどん独立させて、70年代には総合学科もつくってという

高校多様化政策でした。今の高校というのは、大体 1960 年前後なのです。あのときは進学率が 7 割でした。だから、恐らく 1960 年代というのはもっと生徒多かったわけです。今 98% ですから。だから、生徒はもう 1960 年前後と比べても少なくなっているのだけれども、高校は 20 校多いのです。そうした場合にどうするか。やっぱり地域に必要な高校はしっかり守る。では、どうやって守っていくのかということ、戦後の高校の民主的な原則、私は何度もここで強調しているけれども、やっぱり総合性というのも再び立ち返ることなのではないかと。ある意味でいくと、今の高校というのは無理なのですよ、これだけ生徒が減れば、数を維持するのが。だから、地域の高校をどういうふうに残していくかという、そういう高校のあり方の議論をしていくべきだし、そういう点からいくと高校多様化政策というのは行き詰まっている。皆さんは、総合学科はうまくいっているという評価をしているけれども、うまくいっていません。いっていないし、行き詰まっているのです。生徒減少の中ではもたないのです、総合学科というのは。だから、私はそういうのをもっと掘り下げて、そういう生徒が減少する中で地域の高校を守り、そしてあるべき高校の姿というのをもっと掘り下げていかないとだめなのではないかと。最後だけ聞いて終わります。

○高橋教育長 検討委員会、これから第 4 回目を開催いたしますけれども、そういう中でただいま委員からいただいた御意見等もあるというのは紹介させていただきたいと思えます。

そしてまた、戦後の 60 年代というお話、前回もお聞きいたしましたけれども、それも一つのお考えだとは思いますが、県内の地方と都市部の人口のありようというのが当時と全く同じ状況かと、全体的に沈んだ状態ではなくて、やはりそこではまた偏在も出てきていると思います。検討委員会での議論をいただくということで、答申をいただきますので、そこから具体的な再編計画、教育委員会として策定してまいります。そういう中で、委員からいただいた話も含め、具体的な検討をさせていただきたいというように思っています。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、次の請願審査のため職員を入れかえを行いますので、若干お待ち願います。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 129 号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続のための請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 受理番号第 129 号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続のための請願について御説明申し上げます。

この交付金は、国が東日本大震災津波により経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児、児童生徒に緊急的な支援を実施するため、平成 23 年度第 1 次補正予算及び第 3 次補正予算において措置したものであり、既存の就学支援事業等において対象者の増加や単

価の増額等の新たな負担を全額国費で支援するものであります。

また、この交付金は県が設置した高等学校生徒等就学等支援基金において区分経理し、就学支援を行っておりますが、被災した幼児、児童生徒への中長期的な支援を行うため、平成 23 年度第 3 次補正予算において平成 26 年度まで基金を延長したものであります。

お手元に国が作成した交付金の概要についての資料を参考までに配付しておりますが、就学支援の対象事業は被災幼児就園支援事業、被災児童生徒就学援助事業、奨学金事業、私立学校授業料等減免事業、被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業、専修学校・各種学校授業料等減免事業の 6 事業となっており、本県においても 19 億 4,700 万円の支援が行われ、本年度は当初予算ベースで 7 億 5,500 万円余の事業が行われる見込みです。

県では、東日本大震災津波の本格復興期間中であり、いまだ支援を必要とする幼児、児童生徒を持つ世帯が多い現状を鑑み、同交付金による就学支援を必要とする幼児、児童生徒が解消されるまで継続するよう国に対し要望したところであります。

なお、文部科学省では、来年度の概算要求において基金が終期を迎えたことを踏まえ、従来の基金方式を見直し、全額国庫負担の単年度の交付金事業として引き続き実施するという要求内容をしたところであります。

○高橋元委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 では、お伺いします。

県内における事業対象の子供、最終的には 4,509 人というふうにお伺いしておりますけれども、校種別の人数、3 年間の推移についてまずお伺いします。

それから、昨年度の沿岸 12 市町村について、対象人数と全児童生徒との割合、これは主な市町村で結構です。

それから、仮に自治体、市町村が負担する場合の見積もりというのはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○八重樫教育次長兼教育企画室長 まず、校種別の人数ですが、平成 25 年度の数についてでございますが、幼稚園児が 468 人、小学校児童が 2,148 人、中学校生徒が 1,447 人、高等学校等生徒が 340 人、専修学校・各種学校が 106 人の合計 4,509 人となっております。

3 年間の推移及び沿岸市町村の割合等につきましては、事業別に申し上げますので、私のほうからは就学基金事業、高等学校等の生徒を対象とした就学基金事業でございますが、3 年間で 573 人でありまして、平成 23 年度 165 人、平成 24 年度 186 人、平成 25 年度 222 人となっております。昨年度の 222 人のうち沿岸市町村の生徒は 199 人であり、89.6% を占めております。他の事業については、担当する課長から答弁をいたします。

○宮澤学校施設課長 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の関係でございます。

まず校種別の人数でございます。まず、幼稚園でございますけれども、被災幼児就園支援事業でございますが、平成 23 年度は 345 人、平成 24 年度は 254 人、平成 25 年度は 244 人となっております。

次に、被災児童生徒就学援助事業でございます。対象は小学校、中学校の児童生徒でござ

ざいまして、対象人員でございますが、小学校が平成 23 年度 2,684 人、平成 24 年度 2,382 人、平成 25 年度は 2,148 人となっております。また、中学校でございますが、平成 23 年度は 1,745 人、平成 24 年度は 1,615 人、平成 25 年度が 1,442 人となっております。

また、被災児童生徒特別支援教育就学奨励費補助でございますが、これは対象が被災児童就学援助事業と重複している関係上、そちらで補助を受けてございますので、市町村への補助実績はないというふうな状況でございます。

次に、昨年度の沿岸 12 市町村の対象事業と児童生徒数との割合でございますけれども、被災幼児就園支援事業でございますが、平成 25 年度におきます対象幼児 244 人のうち、沿岸市町村の園児は 164 人ございまして、沿岸市町村の全幼児、園児の 12.9%となっております。

それから、被災児童生徒就学援助事業でございますが、対象児童生徒は 3,595 人ございまして、うち沿岸市町村の児童生徒は 3,346 名でございますので、沿岸市町村の児童生徒数の 17.5%となっております。

それから、主な沿岸市町村ごとの対象児童数でございます。被災児童生徒就学援助事業費で申しますと、例えば大船渡市でございますが、平成 25 年度 665 人、陸前高田市 555 人、釜石市 626 人、それから宮古市が 646 人等となっております。

○小西和子委員 私、見積額も聞きました。

○宮澤学校施設課長 それから、これらの負担を自治体が負担する場合の見積もりについてでございます。国の概算要求どおり一括交付方式から単年度の交付方式に制度が変更されても、補助対象の変更がない場合は市町村の負担についてはこれまでと変更はございませんが、交付金が継続されず国から一切の財政支援がなかった場合、その負担額の全額を市町村が負担した場合の試算でございますけれども、被災幼児就園支援事業費補助金でございますが、これらについては従来の国の補助金の制度でございます幼稚園就園奨励費補助金で対応することとなります。この補助金は、国の補助率が 3 分の 1 でございますので、平成 25 年度の実績で試算いたしますと、事業費 3,000 万円の 3 分の 2 になります 2,000 万円が市町村の負担分となります。

また、被災児童生徒就学援助事業でございますが、従来の準要保護者に対する就学援助で対応することとなります。そのため、準要保護者に対する就学援助は交付税措置はされてはおりますが、市町村の単独事業でございます。平成 25 年度の実績に基づきますと、約 4 億 7,000 万円の全てが市町村の負担増となるところでございます。

○千葉私学・情報公開課長 私立学校の実績について申し上げたいと思います。

まず、私立学校授業料等減免事業でございますけれども、幼稚園につきましては平成 23 年度が 221 人、平成 24 年度が 193 人、平成 25 年度が 224 人、中学校が平成 23 年度が 3 人、平成 24 年度が 3 人、平成 25 年度が 5 人、高等学校につきましては平成 23 年度が 80 人、平成 24 年度が 97 人、平成 25 年度が 118 人。

次に、専修学校・各種学校授業料等減免事業についてでございますけれども、専修学校

の高等課程が平成 23 年度は 4 人、平成 24 年度が 3 人、平成 25 年度が 3 人、専修学校専門課程が平成 23 年度は 117 人、平成 24 年度は 99 人、平成 25 年度が 79 人、合計いたしますと両事業合わせまして平成 23 年度が 425 人、平成 24 年度が 395 人、平成 25 年度が 429 人というような実績になってございます。

それで、沿岸 12 市町村の割合でございませけれども、これは沿岸には幼稚園しかないということもございませるので、幼稚園の割合をとりますと平成 23 年度が 13.3%、平成 24 年度が 11.7%、平成 25 年度が 14.2%の園児が対象になってございませ。

見込みにつきましては、基本的には市町村への補助はございませないので、学校法人への直接補助という形になってございませるので、市町村の負担はございませ。以上でございませ。

○小西和子委員 こうして数値を追ってみますと、全然減っていない、むしろふえているところもございませし、各自自治体の負担もこの特例交付金がなくなりますと、大変な財政難になるということがこれでわかるかと思ひませ。先ほど八重樫教育次長がお話をされたように、もう国のほうに要請をしているというお話ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思ひませ。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思ひませ。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしてありますので、事務局に配付させませ。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひませ。意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしま

した。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。長時間御苦労さまでした。

職員入れかえのため若干お待ち願いたいと思います。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 それでは、総務部関係について御説明申し上げます。

お手元の議案(その1)の6ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費中50万円の増及び9項私立学校費9,500万円の増が総務部関係の補正予算であります。

詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の66ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費のうち、総務部関係はいじめ防止対策推進費50万円の補正であります。これは、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめに係る重大事態の発生に伴う学校等の調査に対し、知事が再調査の必要があると判断した場合に調査の実施主体となる岩手県いじめ再調査委員会を開催する経費を措置するものであります。

次に、71ページをお開き願います。9項私立学校費、1目私立学校費は9,500万円の増額補正であります。岩手県私学振興会貸付金について新たな資金需要があったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○斉藤信委員 いじめ防止対策推進費が50万円あるので、私立学校におけるいじめの件数、そして各学校におけるいじめ防止対策方針、組織の確立状況、これはどうなっているでしょうか。

あとは、まとめて、私学の貸付金9,500万円、これは新たな事業というので、これはどういう事業でしょうか。

それと、私学の就学支援金制度があると思うのですが、今回私学の場合には所得段階ごとに拡充する分もありますよね。県単で授業料を減免をしていたものがあると思うのですが、これは単純に削減されているのか、その他に回って拡充になっているのか、そのことを示してください。

○千葉私学・情報公開課長 まず、私学のいじめの実績でございますけれども、平成24年8月に行われました緊急調査でございますけれども、そのときの実績につきましては36件でございます。そのうち対象事案件数は26件となっております。

次に、私立学校における組織の状況でございます。県内の私立学校、小・中・高、特別

支援学校が17校ございますが、そのうち9校が方針を決定して組織を確立しておりまして、残る8校につきましては現在方針策定、組織化に向けて取り組んでいるというふうに伴ってございます。

次に、貸付金の内容でございます。貸付金の内容につきましては、施設整備のための資金ということで、幼稚園が施設整備を行うため、2園ほどが4,000万円ずつの資金需要、そして1園が設備のために2,000万円の資金需要ということで、1億円の新たな資金需要がございます。一方で経営資金500万円ほどを必要とした幼稚園が必要なくなったということで、差し引き9,500万円の資金需要の増という形になってございます。

次に、就学支援金制度、県単の関係でございますけれども、新しく今年度入学した1年生から就学支援金制度が新しい制度に変わりましたが、それに伴いまして今まで行っていた県単の制度を上回る制度になったものですから、通常の制度につきましては廃止したところでございますが、一方で災害が起きたときとか、あるいは家計急変のときのために支給しているものがございまして、それは新たな就学支援金制度に合わせまして増額を行っておりますので、予算総額では余り変化がないというような状況でございます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。総務部の皆様は、退席されて結構です。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成26年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をよろしく願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。長時間御苦勞さまでした。